

○総務省令第 号

放送法及び電波法の一部を改正する法律（令和五年法律第四十号）の施行に伴い、放送法（昭和二十五年法律第三十二号）及び電波法（昭和二十五年法律第三十一号）の規定に基づき、並びにこれらの法律を実施するため、放送法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣

放送法施行規則等の一部を改正する省令

（放送法施行規則の一部改正）

第一条 放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に

掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

〔第一章〕第三章 略

第四章 基幹放送

〔第一節 略〕

第二節 基幹放送事業者

第一款 認定等（第六十一条―第八十一条の四）

〔第二款 略〕

〔第三款 略〕

第三節の二 特定放送番組同一化実施方針の認定（第九十一条の五―第九十一条の十六）

〔第四節 略〕

第五節 基幹放送に用いる電気通信設備

〔第一款 略〕

第二款 設備の運用に係る業務管理体制の整備（第二百三十三条の三―第二百三十三条の七）

第三款 設備等の報告等（第二百二十四条―第二百二十七条）

〔第六節 略〕

〔第五章〕第九章 略

附則

（協会の子会社）

第十四条 法第二十条の二第一項に規定する総務省令で定めるものは、協会が他の会社等（会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、一般社団法人、一般財団法人その他これらに準ずる事業体をいう。以下同じ。）の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。

〔2 略〕

（出資の認可申請）

第十五条 法第二十条の二第一項、第二十二条又は第二十二条の二の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

〔一〕五 略

2 前項の場合において、出資の相手方が基幹放送局提供子会社（法第二十条の二第三項に規定する基幹放送局提供子会社をいう。）、法第二十二号に規定する事業を行う者又は関連事業持株会社（法第二十二号の二に規定する関連事業持株会社をいう。以下同じ。）であるときは、前項各号に掲げるもののほか、当該出資の相手方に係る次に掲げる書類を提出するものとする。

〔一〕四 略

（添付書類等）

第六十五条 略

2 法第九十三条第三項の総務省令で定める書類は、別表第九号の様式による基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力があることを説明した書類及び別表第十号の様式による基幹放送

目次

〔第一章〕第三章 同上

第四章 基幹放送

〔第一節 同上〕

第二節 基幹放送事業者

第一款 認定等（第六十一条―第八十一条）

〔第二款 同上〕

〔第三款 同上〕

第三節の二 経営基盤強化計画の認定（第九十一条の五―第九十一条の十六）

〔第四節 同上〕

第五節 基幹放送に用いる電気通信設備

〔第一款 同上〕

第二款 設備の報告等（第二百二十四条―第二百二十七条）

〔第六節 同上〕

〔第五章〕第九章 同上

附則

（協会の子会社）

第十四条 法第二十一条第一項に規定する総務省令で定めるものは、協会が他の会社等（会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、一般社団法人、一般財団法人その他これらに準ずる事業体をいう。以下同じ。）の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。

〔2 同上〕

（出資の認可申請）

第十五条 法第二十二条又は第二十二条の二の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

〔一〕五 同上

2 前項の場合において、出資の相手方が法第二十二号に規定する事業を行う者又は関連事業持株会社（法第二十二号の二に規定する関連事業持株会社をいう。以下同じ。）であるときは、同項各号に掲げるもののほか、当該出資の相手方に係る次に掲げる書類を提出するものとする。

〔一〕四 同上

（添付書類等）

第六十五条 同上

2 法第九十三条第三項の総務省令で定める書類は、別表第九号の様式による基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力及び別表第十号の様式による基幹放送の業務に用いられる設備等

の業務に用いられる設備等の工事に係る費用を説明した書類（地上基幹放送の場合に限る。）とする。

（認定の更新の申請）

第七十四条 〔略〕

2 〔略〕

〔一 略〕

二 前号に掲げる放送以外の基幹放送 別表第六号の様式（法第九十三条第二項第十一号イ及びロに掲げる事項に限る。）及び別表第七号の様式による書類

（放送事項等の変更）

第七十六条 法第九十七条第一項の規定により変更の許可を受けようとする者は、別表第十七号の様式の申請書に事業計画書、事業収支見積積書及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力があることを説明した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

2 前項の事業計画書の様式は別表第七号に、事業収支見積積書の様式は別表第八号に、基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力があることを説明した書類の様式は別表第九号にそれぞれ掲げるとおりとする。

3 法第九十七条第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次に掲げる場合とする。

〔一 略〕

二 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更及び当該電気通信設備の運用（当該電気通信設備を法第一百一十一条第一項又は第二百一十一条第一項（特定地上基幹放送局（法第二条第二十二号に規定する特定地上基幹放送局をいう。以下同じ。）を用いて行われる地上基幹放送にあつては、法第一百一十一条第一項及び第二百一十一条第一項）の基準のうち技術基準（法第一百一十一条第二項及び第二百一十一条第二項に係るものに限る。）に適合させ、当該電気通信設備に起因する放送の停止その他の重大な事故のうち人為によるものを生じさせないようにして行う運用（当該電気通信設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託する場合における委託先にあつては、当該一部を構成する設備に係る運用に限る。）をいう。以下「設備等維持業務」という。）を他人に委託する場合における当該電気通信設備の変更が別表第十八号に該当する場合

三 設備等維持業務の委託先の名称の変更の場合（委託先を変更する場合を除く。）

〔4 略〕

5 法第九十七条第二項第二号の総務省令で定める変更は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

〔一 〇六 略〕

〔6・7 略〕

（認定の承継の申請）
第七十八条 法第九十八条第二項の規定により認定基幹放送事業者の地位を承継しようとするとき又は同条第三項前段の規定により認可を受けようとするとき（合併又は分割による場合に限る。）は、別表第二十号の様式により、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出し、行うものとする。

の工事に係る費用（地上基幹放送の場合に限る。）とする。

（認定の更新の申請）

第七十四条 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一 同上〕

二 前号に掲げる放送以外の基幹放送 別表第六号の様式（法第九十三条第二項第十号イ及びロに掲げる事項に限る。）及び別表第七号の様式による書類

（放送事項等の変更）

第七十六条 法第九十七条第一項の規定により変更の許可を受けようとする者は、別表第十七号の様式の申請書に事業計画書及び事業収支見積積書を添えて、総務大臣に提出するものとする。

2 前項の事業計画書の様式は別表第七号に掲げるとおりとし、事業収支見積積書の様式は別表第八号に掲げるとおりとする。

3 〔同上〕

〔一 同上〕

二 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更が別表第十八号に該当する場合

〔4 同上〕

5 法第九十七条第二項ただし書の総務省令で定める変更は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

〔一 〇六 同上〕

〔6・7 同上〕

（認定の承継の申請）

第七十八条 〔同上〕

〔一〇五 略〕

六 承継に係る基幹放送の種類、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、基幹放送設備（法第九十三条第一項第三号に規定する基幹放送設備をいう。以下同じ。）の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要及び委託先の氏名又は名称、認定番号（法第九十八条第三項前段の場合にあつては、無線局の識別番号、種別及び免許の番号）並びに認定基幹放送事業者（同項前段の場合にあつては、特定地上基幹放送事業者）の商号又は名称

〔七 略〕

〔二〇五 略〕

第七十九条 法第九十八条第二項の規定に基づき認定基幹放送事業者の地位を承継しようとするとき又は同条第三項後段の規定により認可を受けようとするとき（譲渡による場合に限る。）は、別表第二十一号の様式により、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。

〔一・二 略〕

三 事業の譲渡し（法第九十八条第三項後段（特定地上基幹放送局（法第二十条第一項第一号に規定する中継地上基幹放送局を除く。）の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。）の場合）又は譲受け（法第九十八条第二項及び第三項後段（特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を行う事業を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。）の場合）の理由

〔四 略〕

五 承継又は法第九十八条第三項後段の認可に係る基幹放送の種類、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要及び委託先の氏名又は名称、認定番号（同項後段の場合にあつては、無線局の識別番号、種別及び免許の番号）並びに認定基幹放送事業者（同項後段の場合にあつては、特定地上基幹放送事業者）の商号又は名称

〔六 略〕

〔二〇四 略〕

〔確認の申請〕

第八十一条の三 法第一百五十五条の二第二項の規定により確認を受けようとする者は、放送の種類、と、放送対象地域、と、かつ、放送系ごとに別表第二十一号の二の様式による申請書を総務大臣に提出するものとする。

2 前項の場合において、申請書に記載する内容の全部又は一部が申請者に属する特定地上基幹放送局のものと同じである場合であつて、当該特定地上基幹放送局に係る無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第四条に定める無線局事項書にその同一内容を記載したときは、その旨を記載して、当該同一内容の記載を省略することができる。（確認の変更）

〔一〇五 同上〕

六 承継に係る基幹放送の種類、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、認定番号（法第九十八条第三項前段の場合にあつては、無線局の識別番号、種別及び免許の番号）及び認定基幹放送事業者（同項前段の場合にあつては、特定地上基幹放送事業者）の商号又は名称

〔七 同上〕

〔二〇五 同上〕

第七十九条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 事業の譲渡し（法第九十八条第三項後段（特定地上基幹放送局（法第二十条第二十二号に規定する特定地上基幹放送局をいう。以下同じ。）の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。）の場合）又は譲受け（同条第二項及び第三項後段（特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を行う事業を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。）の場合）の理由

〔四 同上〕

五 承継又は法第九十八条第三項後段の認可に係る基幹放送の種類、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、認定番号（同項後段の場合にあつては、無線局の識別番号、種別及び免許の番号）及び認定基幹放送事業者（同項後段の場合にあつては、特定地上基幹放送事業者）の商号又は名称

〔六 同上〕

〔二〇四 同上〕

〔新設〕

第八十一条の四 法第五十五条の二第四項の規定により変更の確認を受けようとする者は、別表第二十一条の三の様式による申請書を総務大臣に提出するものとする。

21 法第五十五条の二第四項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次に掲げる場合とする。

1 法第五十五条の二第二項に規定する電気通信設備等の変更が別表第十八号に該当する場合

2 設備等維持業務の委託先の名称の変更の場合（委託先を変更する場合を除く。）

3 法第五十五条の二第五項の規定による変更の届出は、別表第二十一号の四の様式により行うものとする。

（事業計画書の変更等）

第八十六条 「略」

「2・3 略」

4 認定基幹放送事業者は、基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力があることを説明した書類に変更があつたときは、別表第九号の様式に変更後の現状を記載し、変更箇所※印を付し、余白に変更年月日を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならぬ。

5 前項の規定により届け出なければならないとされる基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力があることを説明した書類について、次に掲げる場合には、認定基幹放送事業者は、同項の規定にかかわらず、その届出をすることを要しない。

1 第七十六条第一項の規定により基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力があることを説明した書類を総務大臣に提出した場合

2 設備等維持業務を確実に実施することができる体制のうち、組織全体の連絡系統に変更を来さない変更の場合

3 設備等維持業務を確実に実施するために整備している規程のうち、規程の概要に変更がない変更の場合

4 設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者の変更の場合

5 設備等維持業務に従事する者の氏名及び略歴を記載した場合における当該氏名及び略歴の変更その他特に軽微な変更であると認められる場合

（外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告）

第九十一条の二 法第六十六条の二の規定による報告は、別表第二十一号の五の様式により作成し、毎事業年度経過後三月以内に提出しなければならない。

（特定放送番組同一化実施方針の認定の申請）

第九十一条の五 法第六十六条の四第一項の規定により特定放送番組同一化実施方針の認定を受けようとする国内基幹放送事業者は、別表第二十一号の六の様式による申請書を総務大臣に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

1 特定放送番組同一化（法第六十六条の四第一項に規定する特定放送番組同一化をいう。以下同じ。）の対象となる二以上の国内基幹放送に係る放送対象地域の自然的経済的社会的文化的諸事情が相互に相当程度共通していることを示す書類
「削る」

「新設」

（事業計画書の変更等）

第八十六条 「同上」

「2・3 同上」

「新設」

「新設」

（外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告）

第九十一条の二 法第六十六条の二の規定による報告は、別表第二十一号の二の様式により作成し、毎事業年度経過後三月以内に提出しなければならない。

（経営基盤強化計画の認定の申請）

第九十一条の五 法第六十六条の四第一項の規定により経営基盤強化計画の認定を受けようとする国内基幹放送事業者は、別表第二十一号の三の様式による申請書を総務大臣に提出するものとする。

2 「同上」

1 経営基盤強化計画に係る経営基盤強化が、当該経営基盤強化計画を提出する国内基幹放送事業者が国内基幹放送（指定放送対象地域に係るものに限る。）の業務を維持するため最大限の努力をするものであることを示す書類

2 経営基盤強化計画に係る経営基盤強化を円滑かつ確実に実施する経営体制が確立されている

〔削る〕

二 法第百十六条の四第二項第二号に規定する地域性確保措置の内容が特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために適切なものであることを示す書類

〔削る〕

〔削る〕
〔削る〕

(同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合)

第九十一条の六 法第百十六条の四第一項の総務省令で定める割合は、特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送のそれぞれについて、当該国内基幹放送の放送時間の合計に対し、当該放送時間の合計から広告放送に係る放送時間を除いて得た放送時間未満の放送時間のうち、最も長い放送時間の占める割合とする。

2 法第百十六条の四第一項に定める放送時間の一部について同一の放送番組の放送を同時に行う場合において、二以上の国内基幹放送のそれぞれについて、当該国内基幹放送の放送時間の合計に対する当該同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合に当たっては、第一号に掲げる放送時間を第二号に掲げる放送時間で除して行うものとする。

一 国内基幹放送の放送時間の合計から広告放送に係る放送時間を除いて得た放送時間のうち同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間

ることを示す書類

三 経営基盤強化計画に係る経営基盤強化の実施により従業員の地位が不当に害されるものではないことを証する書類

四 法第百十六条の七の規定による審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合にあっては、地域性確保措置(法第百十六条の四第二項第五号ロに規定する地域性確保措置をいう。)(の内容が特定放送番組同一化(同号イに規定する特定放送番組同一化をいう。以下同じ。))の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために適切なものであることを示す書類

五 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令(平成二十七年総務省令第二十六号。以下「表現の自由享有基準」という。)第十条第一項の規定による特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合にあっては、次に定める書類

イ 表現の自由享有基準第十条第一項に規定する一の法人又は団体が同項に規定する国内基幹放送事業者に係る放送対象地域の全部又は一部と重複しない放送対象地域において国内基幹放送の業務を自ら行い、又は当該国内基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有する場合にあっては、第九十一条の七第二号に規定する地域性確保措置の内容が表現の自由享有基準第十条第二項に規定する特例役員兼任関係に係る国内基幹放送事業者のそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために適切なものであることを示す書類

ロ 表現の自由享有基準第十条第一項に規定する一の法人又は団体が同項に規定する国内基幹放送事業者に係る放送対象地域の全部又は一部と重複する放送対象地域において国内基幹放送の業務を自ら行い、又は当該国内基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有する場合にあっては、第九十一条の七第三号に規定する多元性・多様性確保措置の内容が当該重複する地域における多元的かつ多様な放送番組に対する需要を満たすために適切なものであることを示す書類

別表第二十一号の四の様式による事業計画書
別表第二十一号の五の様式による事業収支見積り

(同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合)

第九十一条の六 法第百十六条の四第二項第五号イの総務省令で定める割合は、百分の八十(特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送においてそれぞれの放送対象地域向けの災害に関する放送が行われる場合には、当該放送に係る放送時間の割合を除く。)とする。

〔新設〕

二 当該国内基幹放送の放送時間の合計

(特定放送番組同一化実施方針の記載事項)

第九十一条の七 法第百十六条の四第二項第三号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定放送番組同一化の内容

二 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令(平成二十七年総務省令第二十六号、第二百七条第五項において「表現の自由享有基準」という。)第十条第一項の規定による特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合にあつては、その旨及び同条第二項に規定する特例役員兼任関係の内容

〔削る〕

(特定放送番組同一化に係る放送対象地域の数の上限)

第九十一条の八 法第百十六条の四第三項第一号二に規定する総務省令で定める数は、九とする。ただし、当該数に含まれる広域放送(別表第五号(注)八に規定する広域放送をいう。)に係る放送対象地域の数は、一を超えてはならない。

(不適法な申請書等)

第九十一条の九 [略]

[2] 略

(認定の拒否の通知)

第九十一条の十 [略]

[2] 略

(認定証の交付)

第九十一条の十一 総務大臣は、法第百十六条の四第一項の認定をしたときは、別表第二十一号の七の様式の認定証を交付する。

(認定特定放送番組同一化実施方針の公表)

第九十一条の十二 法第百十六条の四第四項(法第百十六条の五第三項において準用する場合を含む。)の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

[一] 略

二 特定放送番組同一化実施方針に係る指定放送対象地域

[三] 略

(経営基盤強化計画の記載事項)

第九十一条の七 法第百十六条の四第二項第六号に規定する総務省令で定める事項は、表現の自由享有基準第十条第一項の規定による特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合にあつては、その旨及び次に掲げる事項とする。

一 表現の自由享有基準第十条第二項に規定する特例役員兼任関係の内容

二 表現の自由享有基準第十条第一項に規定する一の法人又は団体が同項に規定する国内基幹放送事業者に係る放送対象地域の全部又は一部と重複しない放送対象地域において国内基幹放送の業務を自ら行い、又は当該国内基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有する場合にあつては、地域性確保措置(同条第二項に規定する特例役員兼任関係に係る国内基幹放送事業者のそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために講ずる措置をいう。)の内容

三 表現の自由享有基準第十条第一項に規定する一の法人又は団体が同項に規定する国内基幹放送事業者に係る放送対象地域の全部又は一部と重複する放送対象地域において国内基幹放送の業務を自ら行い、又は当該国内基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有する場合にあつては、多元性・多様性確保措置(当該重複する地域における多元的かつ多様な放送番組に対する需要を満たすために講ずる措置をいう。以下同じ。)の内容

〔新設〕

(不適法な申請書等)

第九十一条の八 [同上]

[2] 同上

(認定の拒否の通知)

第九十一条の九 [同上]

[2] 同上

(認定証の交付)

第九十一条の十 総務大臣は、法第百十六条の四第一項の認定をしたときは、別表第二十一号の六の様式の認定証を交付する。

(認定経営基盤強化計画の公表)

第九十一条の十一 法第百十六条の四第四項(法第百十六条の五第三項において準用する場合を含む。)の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項(法第百十六条の七の規定による審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合以外の場合にあつては、第一号及び第二号)とする。

[一] 同上

二 経営基盤強化計画に係る指定放送対象地域

[三] 同上

〔2 略〕

(認定特定放送番組同一化実施方針の変更に係る認定の申請)

第九十一条の十三 法第百十六條の五第一項の規定に基づき特定放送番組同一化実施方針の変更の認定を受けようとする国内基幹放送事業者は、別表第二十一号の八の様式による申請書を総務大臣に提出するものとする。

2 前項の申請書には、認定特定放送番組同一化実施方針の写しを添付するものとする。

(認定証の交付)

第九十一条の十四 総務大臣は、法第百十六條の五第一項の変更の認定をしたときは、別表第二十一号の九の様式の認定証を交付する。

(軽微な変更)

第九十一条の十五 法第百十六條の五第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

1 認定特定放送番組同一化実施方針を提出した国内基幹放送事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更

〔二 略〕

2 法第百十六條の五第二項の規定による変更の届出は、別表第二十一号の十の様式により行うものとする。

〔削る〕

(認定特定放送番組同一化実施方針の認定の取消し)

第九十一条の十六 総務大臣は、法第百十六條の五第五項の規定により認定特定放送番組同一化実施方針の認定を取り消したときは、その理由を記載した文書を当該認定を取り消された国内基幹放送事業者に送付しなければならない。

2 総務大臣は、認定特定放送番組同一化実施方針の認定を取り消したときは、インターネットの利用その他の方法により、その取消しの日付及び当該認定を取り消された国内基幹放送事業者の名称を公表するものとする。

(兼業事業者の会計整理等)

第九十三条 法第百十九條の規定により、基幹放送局提供事業者であつて基幹放送事業者を兼ねるもの(以下「兼業事業者」という。)が行う会計の整理及びこれに基づき公表しなければならない事項は、次条から第百一条までに定めるところによる。

(遵守義務)

第九十四条 兼業事業者は、次の各号に掲げる場合を除き、基幹放送局設備又は特定地上基幹放送局等設備(法第百十二條に規定する特定地上基幹放送局等設備をいう。以下同じ。)を基幹放送の業務の用に供する業務(以下「放送局設備等供給業務」という。)に関する会計を整理しなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省

〔2 同上〕

(認定経営基盤強化計画の変更に係る認定の申請)

第九十一条の十二 法第百十六條の五第一項の規定に基づき経営基盤強化計画の変更の認定を受けようとする国内基幹放送事業者は、別表第二十一号の七の様式による申請書を総務大臣に提出するものとする。

2 前項の申請書には、認定経営基盤強化計画の写しを添付するものとする。

(認定証の交付)

第九十一条の十三 総務大臣は、法第百十六條の五第一項の変更の認定をしたときは、別表第二十一号の八の様式の認定証を交付する。

(軽微な変更)

第九十一条の十四 〔同上〕

1 認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更

〔二 同上〕

2 法第百十六條の五第二項の規定による変更の届出は、別表第二十一号の九の様式により行うものとする。

(実施状況の報告)

第九十一条の十五 認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者は、認定経営基盤強化計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、当該事業年度終了後三月以内に、別表第二十一号の十の様式により、総務大臣に報告しなければならない。

(認定経営基盤強化計画の認定の取消し)

第九十一条の十六 総務大臣は、法第百十六條の五第五項の規定により認定経営基盤強化計画の認定を取り消したときは、その理由を記載した文書を当該認定を取り消された国内基幹放送事業者に送付しなければならない。

2 総務大臣は、認定経営基盤強化計画の認定を取り消したときは、インターネットの利用その他の方法により、その取消しの日付及び当該認定を取り消された国内基幹放送事業者の名称を公表するものとする。

(兼業事業者の会計整理等)

第九十三条 法第百十九條の規定により、基幹放送局提供事業者であつて認定基幹放送事業者又は特定地上基幹放送事業者を兼ねるもの(以下「兼業事業者」という。)が行う会計の整理及びこれに基づき公表しなければならない事項は、次条から第百一条までに定めるところによる。

(遵守義務)

第九十四条 兼業事業者は、次の各号に掲げる場合を除き、基幹放送局設備等(法第百十九條の基幹放送局設備等をいう。以下同じ。)を基幹放送の業務の用に供する業務(以下「放送局設備等供給業務」という。)に関する会計を整理しなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。

令の規定によらないことができる。

〔一・二 略〕

〔2 略〕

(会計単位の区分)

第九十六条 兼業事業者は、放送局設備等供給業務に関連する費用及び収益を、放送局設備等供給業務管理部門(当該兼業事業者の基幹放送局設備又は特定地上基幹放送局等設備(特定地上基幹放送局等設備にあつては、当該兼業事業者の基幹放送局設備に相当する部分に限る。以下同じ。))及びその管理運営(開発、計画、設置、運用、保守、撤去及びその他の活動並びにこれらに付随する活動をいう。以下同じ。))に必要な費用並びに当該基幹放送局設備又は特定地上基幹放送局等設備の提供に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。以下同じ。と放送局設備等供給業務利用部門(基幹放送の業務に属する活動(当該兼業事業者の基幹放送局設備又は特定地上基幹放送局等設備及びその管理運営を除く。))に必要な費用及び当該活動に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。以下同じ。とに適正に区分して整理しなければならない。

2 前項の場合において、基幹放送局設備又は特定地上基幹放送局等設備の利用に関する放送局設備等供給業務管理部門と放送局設備等供給業務利用部門との取引は、法第十八条第一項の規定により届け出られた放送局設備供給役務の提供条件に記載された当該取引に適用することが相当と認められる料金の振替によつて整理しなければならない。

第五節 基幹放送に用いる電気通信設備

第一款 設備の損壊又は故障の対策

(適用の範囲)

第二百二条 法第一百一十一条第一項の基準のうち技術基準(同条第二項第一号に係るものに限る。)及び法第二百一十一条第一項の基準のうち技術基準(同条第二項第一号に係るものに限る。)は、この款の定めるところによる。

第二款 設備の運用に係る業務管理体制の整備

(適用の範囲)

第二百二十三条の三 法第一百一十一条第一項の基準のうち設備等維持業務のための業務管理体制に関する基準(同条第二項第一号に係るものに限る。)及び法第二百一十一条第一項の基準のうち設備等維持業務のための業務管理体制に関する基準(同条第二項第一号に係るものに限る。)はこの款の定めるところによる。

(実施体制)

第二百二十三条の四 基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、設備等維持業務を確実に実施することができる体制を整備しなければならない。

(規程)

第二百二十三条の五 基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、設備等維持業務を確実に実施するため、規程を定め、当該規程で定めるところにより、設備等維持業務を実施しなければならない。

(実務経験等の能力)

〔一・二 同上〕

〔2 同上〕

(会計単位の区分)

第九十六条 兼業事業者は、放送局設備等供給業務に関連する費用及び収益を、放送局設備等供給業務管理部門(当該兼業事業者の基幹放送局設備等(当該基幹放送局設備のうち、特定地上基幹放送局等設備(法第十二条に規定する特定地上基幹放送局等設備をいう。以下同じ。))にあつては、当該兼業事業者の基幹放送局設備に相当する部分に限る。以下同じ。))及びその管理運営(開発、計画、設置、運用、保守、撤去及びその他の活動並びにこれらに付随する活動をいう。以下同じ。))に必要な費用並びに当該基幹放送局設備等の提供に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。以下同じ。と放送局設備等供給業務利用部門(基幹放送の業務に属する活動(当該兼業事業者の基幹放送局設備等及びその管理運営を除く。))に必要な費用及び当該活動に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。以下同じ。とに適正に区分して整理しなければならない。

2 前項の場合において、基幹放送局設備等の利用に関する放送局設備等供給業務管理部門と放送局設備等供給業務利用部門との取引は、法第十八条第一項の規定により届け出られた放送局設備供給役務の提供条件に記載された当該取引に適用することが相当と認められる料金の振替によつて整理しなければならない。

第五節 「同上」

第一款 「同上」

(適用の範囲)

第二百二条 法第一百一十一条第一項の技術基準(同条第二項第一号に係るものに限る。)及び法第二百一十一条第一項の技術基準(同条第二項第一号に係るものに限る。)は、この款の定めるところによる。

〔新設〕

第二百二十三条の六 設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者及び設備等維持業務に従事する者は、当該設備等維持業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していなければならない。

(委託業務的的確な実施を確保するための措置)

第二百二十三条の七 基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、設備等維持業務を他人に委託する場合には、当該設備等維持業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 設備等維持業務を確実に実施することができる能力を有する者に委託するための措置
二 委託先における設備等維持業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認することにより、委託先が当該設備等維持業務を確実に実施しているかを検証し、必要に応じて改善させることその他の委託先に対する必要かつ適切な監督を行うための措置

三 委託先が設備等維持業務を適切に行うことができない事態が生じた場合又は当該設備等維持業務の確実な運営を確保するため必要がある場合には、当該設備等維持業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

第三款 設備等の報告等

(放送の停止等の報告)

第二百二十四条 法第十三条及び第二百二十二条の規定による報告をしようとする者は、報告を要する事由が発生した後速やかにその発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により報告するとともに、その詳細について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式の報告書を、報告を要する事由が発生した日から三十日以内に提出しなければならない。

一 認定基幹放送事業者の基幹放送設備等(法第一百一十一条第一項に規定する基幹放送設備等をいう。以下同じ。) 別表第二十四号の様式

二 特定地上基幹放送事業者の特定地上基幹放送局等設備等(法第一百二十二条に規定する特定地上基幹放送局等設備等をいう。以下同じ。) 別表第二十五号の様式

三 基幹放送局提供事業者の基幹放送局設備等(法第二百一十一条第一項に規定する基幹放送局設備等をいう。以下同じ。) 別表第二十六号の様式

(報告を要する重大な事故)

第二百二十五条 法第十三条第一項の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送設備等に起因して当該基幹放送設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のものとする。

2 法第十三条第二項の総務省令で定める重大な事故は、特定地上基幹放送局等設備等(特定地上基幹放送局の無線設備にあつては、基幹放送用周波数使用計画第二から第五までに定める周波数を使用するものに限る。以下この項において同じ。)に起因して放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、次の各号に掲げるものとする。

一 中継地上基幹放送局(法第二十条第一項第一号に規定する中継地上基幹放送局をいう。以下この条において同じ。)の無線設備(当該中継地上基幹放送局に係る中継回線設備を含む。以下この条において同じ。)に係る特定地上基幹放送局等設備等に起因して当該中継地上基幹放送局を用いて行われる放送を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間

第二百二十三条の六 設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者及び設備等維持業務に従事する者は、当該設備等維持業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していなければならない。

(委託業務的的確な実施を確保するための措置)

第二百二十三条の七 基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、設備等維持業務を他人に委託する場合には、当該設備等維持業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 設備等維持業務を確実に実施することができる能力を有する者に委託するための措置
二 委託先における設備等維持業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認することにより、委託先が当該設備等維持業務を確実に実施しているかを検証し、必要に応じて改善させることその他の委託先に対する必要かつ適切な監督を行うための措置

三 委託先が設備等維持業務を適切に行うことができない事態が生じた場合又は当該設備等維持業務の確実な運営を確保するため必要がある場合には、当該設備等維持業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

第二款 設備の報告等

(放送の停止等の報告)

第二百二十四条 法第十三条及び第二百二十二条の規定による報告をしようとする者は、報告を要する事由が発生した後速やかにその発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により報告するとともに、その詳細について、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める様式の報告書を、報告を要する事由が発生した日から三十日以内に提出しなければならない。

一 認定基幹放送事業者の基幹放送設備(法第九十三条第一項第三号に規定する基幹放送設備をいう。以下同じ。) 別表第二十四号の様式

二 特定地上基幹放送事業者の特定地上基幹放送局等設備 別表第二十五号の様式

三 基幹放送局提供事業者の基幹放送局設備 別表第二十六号の様式

(報告を要する重大な事故)

第二百二十五条 法第十三条第一項の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送設備等に起因して当該基幹放送設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のものとする。

2 法第十三条第二項の総務省令で定める重大な事故は、特定地上基幹放送局等設備等(特定地上基幹放送局の無線設備にあつては、基幹放送用周波数使用計画第二から第五までに定める周波数を使用するものに限る。以下この項において同じ。)に起因して放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、次の各号に掲げるものとする。

一 放送対象地域において自己に属する他の基幹放送局の放送番組を中継する方法のみにより放送を行う基幹放送局(以下この条において「中継局」という。)の無線設備(当該中継局に係る中継回線設備を含む。以下この条において同じ。)に起因して当該中継局を用いて行われる放送を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの

以上のもの

二 特定地上基幹放送局等設備等（中継地上基幹放送局の無線設備を除く。）に起因して特定地上基幹放送局等設備を用いて行われる放送を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のもの

3 法第二百二十二条の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送局設備等（地上基幹放送局（地上基幹放送をする放送局をいう。次項において同じ。）の無線設備にあつては基幹放送用周波数使用計画第二から第五までに定める周波数を使用するもの、移動受信用地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送をする放送局をいう。）の無線設備にあつては、デジタル放送の標準方式第四章第一節に定める放送を行うものであつて空中線電力五〇〇ワットを超えるもの並びに同章第二節及び第三節に定める放送を行うものであつて空中線電力三ワット（非再生中継方式の放送局にあつては、空中線電力五〇ワット）を超えるものに限る。以下この項において同じ。）に起因して放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、次の各号に掲げるものとする。

一 中継地上基幹放送局の無線設備及びその運用のための業務管理体制（基幹放送局提供事業者が基幹放送局設備の一部を構成する設備（中継回線設備に限る。）の運用を他人に委託している場合にあつては、委託先における業務管理体制を含む。）に起因して当該中継地上基幹放送局を用いて行われる放送を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のも

二 基幹放送局設備等（中継地上基幹放送局の無線設備を除く。）に起因して基幹放送局設備を用いて行われる放送を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のもの
4 前二項の規定にかかわらず、超短波放送に係る重大な事故は、次の各号に掲げるものとする

一 法第一百三十二条の総務省令で定める重大な事故は、特定地上基幹放送局等設備等（特定地上基幹放送局の無線設備にあつては、基幹放送用周波数使用計画第四に定める周波数を使用するものに限る。）に起因して放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のもの

二 法第二百二十二条の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送局設備等（地上基幹放送局の無線設備にあつては、基幹放送用周波数使用計画第四に定める周波数を使用するものに限る。）に起因して放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のもの

5 前各項の規定にかかわらず、コミュニティ放送に係る重大な事故は、次の各号に掲げるものとする。

一 法第一百三十一条の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送設備等に起因して基幹放送設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの

二 法第一百三十二条の総務省令で定める重大な事故は、特定地上基幹放送局等設備等（中継地上基幹放送局の無線設備を除く。）に起因して特定地上基幹放送局等設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの

二 特定地上基幹放送局等設備（中継局の無線設備を除く。）に起因して当該特定地上基幹放送局等設備を用いて行われる放送を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のもの

3 法第二百二十二条の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送局設備（地上基幹放送局（地上基幹放送をする放送局をいう。次項において同じ。）の無線設備にあつては基幹放送用周波数使用計画第二から第五までに定める周波数を使用するもの、移動受信用地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送をする放送局をいう。）の無線設備にあつては、デジタル放送の標準方式第四章第一節に定める放送を行うものであつて空中線電力五〇〇ワットを超えるもの並びに同章第二節及び第三節に定める放送を行うものであつて空中線電力三ワット（非再生中継方式の放送局にあつては、空中線電力五〇ワット）を超えるものに限る。以下この項において同じ。）に起因して放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、次の各号に掲げるものとする。

一 中継局の無線設備に起因して当該中継局を用いて行われる放送を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの

二 基幹放送局設備（中継局の無線設備を除く。）に起因して当該基幹放送局設備を用いて行われる放送を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のもの
4 前二項の規定にかかわらず、超短波放送に係る重大な事故は、次の各号に掲げるものとする

一 法第一百三十二条の総務省令で定める重大な事故は、特定地上基幹放送局等設備（特定地上基幹放送局の無線設備にあつては、基幹放送用周波数使用計画第四に定める周波数を使用するものに限る。）に起因して放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のもの

二 法第二百二十二条の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送局設備（地上基幹放送局の無線設備にあつては、基幹放送用周波数使用計画第四に定める周波数を使用するものに限る。）に起因して放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のもの

5 「同上」

一 法第一百三十一条の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送設備等に起因して当該基幹放送設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの

二 法第一百三十二条の総務省令で定める重大な事故は、特定地上基幹放送局等設備（中継局の無線設備を除く。）に起因して当該特定地上基幹放送局等設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの

の
三 法第二百二十二条の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送局設備等（中継地上基幹放送局の無線設備を除く。）に起因して基幹放送局設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のも

[6 略]

（設備等に関する報告）

第二百二十七条 認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、毎年六月末日までに、前年四月一日から当年三月三十一日までの基幹放送設備等、特定地上基幹放送局等設備等又は基幹放送局設備等の状況について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式の報告書（当該報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（法第八十四条の二に規定する電磁的記録をいう。）を含む。第百五十九条において同じ。）を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 認定基幹放送事業者の基幹放送設備等 別表第二十八号の様式
- 二 特定地上基幹放送事業者の特定地上基幹放送局等設備等 別表第二十九号の様式
- 三 基幹放送局提供事業者の基幹放送局設備等 別表第三十号の様式

別表第六の一号（第64条関係）

地上基幹放送の業務認定申請書

総務大臣 殿

郵便番号
住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

法人番号

(注 1)

地上基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第2項の規定により申請します。

基幹放送の種類 (注2)	
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称 (注3)	
希望する放送対象地域	
希望する周波数	
業務開始の予定期日	
放送事項 (注4)	

三 法第二百二十二条の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送局設備（中継局の無線設備を除く。）に起因して当該基幹放送局設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のも

[6 同上]

（設備に関する報告）

第二百二十七条 認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、毎年六月末日までに、前年四月一日から当年三月三十一日までの基幹放送設備、特定地上基幹放送局等設備又は基幹放送局設備の状況について、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める様式の報告書（当該報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（法第八十四条の二に規定する電磁的記録をいう。）を含む。第百五十九条において同じ。）を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 認定基幹放送事業者の基幹放送設備 別表第二十八号の様式
- 二 特定地上基幹放送事業者の特定地上基幹放送局等設備 別表第二十九号の様式
- 三 基幹放送局提供事業者の基幹放送局設備 別表第三十号の様式

別表第六の一号（第64条関係）

地上基幹放送の業務認定申請書

総務大臣 殿

郵便番号
住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

法人番号

(注 1)

地上基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第2項の規定により申請します。

基幹放送の種類 (注2)	
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称 (注3)	
希望する放送対象地域	
希望する周波数	
業務開始の予定期日	
放送事項 (注4)	

基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要並びに基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要及び委託先の氏名又は名称(注5)				
特定役員の氏名又は名称(注6)				
外国人等直接保有議決権割合(注7)				%
外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合(注7)				%
欠格事由の有無(注8)	国籍等(法第93条第1項第7号イからハまで)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
	特定役員(同号ニ)(注9)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
	議決権の割合(同号ニ及びホ)(注10)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
	処分歴等(同号ヘからルまで)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	

【注1～注4 略】

注5 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要並びに基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要及び委託先の氏名又は名称の欄は、次により記載すること。

【(1)・(2) 略】

(3) (1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」及び「中継回線設備」の法第111条第1項の基準のうち技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

【ア・イ 略】

(4) (1)の概要図には、基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合にあつては、委託先の氏名又は名称、委託して行わせる設備の範囲及び業務の範囲を明確にして付記すること。

(5) 【略】

注6 法人又は団体の場合に限つて記載することとし、次に掲げる様式により記載すること。

ふりがな	住所	役名	特定役員への該当の有無	日本の国籍の有無	備考
氏名			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

【(注1)～(注6) 略】

(注7) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類(例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券(有効期間満了前のもの)の写し)を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書(登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類)を添付すること。

基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要(注5)				
特定役員の氏名又は名称(注6)				
外国人等直接保有議決権割合(注7)				%
外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合(注7)				%
欠格事由の有無(注8)	国籍等(法第93条第1項第7号イからハまで)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
	特定役員(同号ニ)(注9)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
	議決権の割合(同号ニ及びホ)(注10)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
	処分歴等(同号ヘからルまで)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	

【注1～注4 同左】

注5 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の欄は、次により記載すること。

【(1)・(2) 同左】

(3) (1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」及び「中継回線設備」の法第111条第1項の技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

【ア・イ 同左】

【新設】

(4) 【同左】

注6 法人又は団体の場合に限つて記載することとし、次に掲げる様式により記載すること。

ふりがな	住所	役名	担当部門	特定役員への該当の有無	日本の国籍の有無	備考
氏名				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

【(注1)～(注6) 同左】

(注7) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類(例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券(有効期間満了前のもの)の写し)を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書(登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類)を添付すること。

注7 法人又は団体の場合に限って記載することとし、小数点第3位を四捨五入し小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入せず、割合が20%未満であることが分かる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：19.999456%の場合19.9994%まで記載すること）。コミュニティ放送に係る業務の認定の申請の場合は外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合の欄の記載を要しない。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

ア 議決権の総数

発行済株式	区分		株式数(株)	議決権の数(個)
	完全議決権株式(B)	議決権制限株式(C)		
議決権株式(A)	自己保有株式(D)			
	相互保有株式(E)			
	申請者(子会社を含む。)における株主の相互保有対象議決権の総数の四分の一以上の保有の有無			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	特定外国株式(F)			
	その他(G)			
	単元未満株式(H)			
総数(I)				
備考	1単元の株式数			

【(注1)～(注5) 略】

【(注6) (E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式(以下この別表において「相互保有株式」という。)について、申請者(申請者の子会社を含む。)における株主の同項に定める相互保有対象議決権の総数の四分の一以上の保有の有無を確認し該当する□にシ印を付けた上で、総数を記載すること。

【(注7)～(注10) 略】

【(注11) 表に記載の内容を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書を添付すること。】

- イ 【(注12)・(注13) 略】
- イ 議決権割合に関する事項
- (7) コミュニティ放送以外の地上基幹放送に係る申請の場合

注7 【同左】

ア 【同左】

発行済株式	区分		株式数(株)	議決権の数(個)
	完全議決権株式(B)	議決権制限株式(C)		
議決権株式(A)	自己保有株式(D)			
	相互保有株式(E)			
	申請者(子会社を含む。)における株主の相互保有対象議決権の総数の四分の一以上の保有の有無			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	特定外国株式(F)			
	その他(G)			
	単元未満株式(H)			
総数(I)				
備考	1単元の株式数			

【(注1)～(注5) 同左】

【(注6) (E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式(以下この別表において「相互保有株式」という。)について、総数を記載すること。

【(注7)～(注10) 同左】

【(注11) 表に記載の内容を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。】

- イ 【(注12)・(注13) 同左】
- イ 外資議決権比率に関する事項
- (7) 【同左】

【表略】

〔注1〕～〔注12〕 略】

(注3) (C)及び(D)を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書を添付すること。

(イ) コミュニティ放送に係る申請の場合

【表略】

〔注1〕～〔注3〕 略】

(注4) (C)及び(D)を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書を添付すること。

【注8～注10 略】

別表第六の二号(第64条関係)

衛星基幹放送の業務認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所

(ふりがな)

氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

電話番号

法人番号

(注1)

衛星基幹放送の業務の認定を受けたので、放送法第93条第2項の規定により申請します。

基幹放送の種類(注2)

基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称(注3)

衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置(注4)

希望する放送対象地域

希望する周波数(注5)

業務開始の予定期日

放送事項(注6)

基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要並びに基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等

【表同左】

〔注1〕～〔注12〕 同左】

(注3) (C)及び(D)を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

(イ) 【同左】

【表同左】

〔注1〕～〔注3〕 同左】

(注4) (C)及び(D)を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

【注8～注10 同左】

別表第六の二号(第64条関係)

衛星基幹放送の業務認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所

(ふりがな)

氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

電話番号

法人番号

(注1)

衛星基幹放送の業務の認定を受けたので、放送法第93条第2項の規定により申請します。

基幹放送の種類(注2)

基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称(注3)

衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置(注4)

希望する放送対象地域

希望する周波数(注5)

業務開始の予定期日

放送事項(注6)

基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要(注7)

持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要及び委託先の氏名又は名称(注7)				
特定役員の氏名又は名称(注8)				
外国人等直接保有議決権割合(注9)				%
欠格事由の有無(注10)	国籍等(法第93条第1項第7号イからハまで)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
	特定役員(同号ニ)(注11)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
	議決権の割合(同号ニ)(注12)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
	処分歴等(同号へからルまで)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	

【注1～注6 略】

注7 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要並びに基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要及び委託先の氏名又は名称の欄は、次により記載すること。

【(1)・(2) 略】

(3) (1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」、「中継回線設備」及び「地球局設備」の法第111条第1項の基準のうち技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

【ア・イ 略】

(4) (1)の概要図には、基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合にあつては、委託先の氏名又は名称、委託して行わせる設備の範囲及び業務の範囲を明確にして付記すること。

(5) 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう電気通信設備の階層その他適宜の区分に分けて、別途記載すること。

注8 法人又は団体の場合に限って記載することとし、次に掲げる様式により記載すること。

【表略】

【(注1)～(注6) 略】

(注7) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類(例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券(現に有効なものに限る。))の写しを添付すること。法人にあつては、登記事項証明書(登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類)を添付すること。

注9 法人又は団体の場合に限って記載することとし、小数点第3位を四捨五入し小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入せず、割合が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例：

特定役員の氏名又は名称(注8)				
外国人等直接保有議決権割合(注9)				%
欠格事由の有無(注10)	国籍等(法第93条第1項第7号イからハまで)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
	特定役員(同号ニ)(注11)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
	議決権の割合(同号ニ)(注12)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
	処分歴等(同号へからルまで)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	

【注1～注6 同左】

注7 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の欄は、次により記載すること。

【(1)・(2) 同左】

(3) (1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」、「中継回線設備」及び「地球局設備」の法第111条第1項の技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

【ア・イ 同左】

【新設】

(4) 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう電気通信設備の階層その他適宜の区分に分けて、別途記載すること。

注8 同左】

【表同左】

【(注1)～(注6) 同左】

(注7) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類(例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券(有効期間満了前のものに限る。))の写しを添付すること。法人にあつては、登記事項証明書(登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類)を添付すること。

注9 同左】

19. 999456%の場合又は19. 9994%まで記載すること。) 。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

ア 議決権の総数

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)
無議決権株式(B)		
議決権制限株式(C)		
発行済株式 (A)		
完全議決権株式		
自己保有株式(D)		
相互保有株式(E)		
申請者 (子会社を含む。) における株主の相互保有 対象議決権の総数の四分の一以上の保有の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
特定外国株式(F)		
その他(G)		
単元未満株式(H)		
総数(I)		
備考	1単元の株式数	

【(注1)～(注5) 略】

【(注6) (E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式 (以下この別表において「相互保有株式」という。) について、申請者 (申請者の子会社を含む。) における株主の同項に定める相互保有対象議決権の総数の四分の一以上の保有の有無を確認し該当する□にシ印を付けた上で、総数を記載すること。

【(注7)～(注10) 略】

【(注11) 表に記載の内容を証する書類 (例：株式分布状況表、株主名簿 (全ての株主について記載があるもの。) 、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料) を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書を添付すること。

イ 【(注12)・(注13) 略】

イ 議決権割合に関する事項

【表略】

【(注1)～(注8) 略】

【(注9) (D)及び(D)を証する書類 (例：株式分布状況表、株主名簿 (全ての株主について記載があるもの。) 、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料) を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書を添付すること。

【(注10)～(注12) 略】

別表第六の三号 (第64条関係)

ア 【同左】

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)
無議決権株式(B)		
議決権制限株式(C)		
発行済株式 (A)		
完全議決権株式		
自己保有株式(D)		
相互保有株式(E)		
申請者 (子会社を含む。) における株主の相互保有 対象議決権の総数の四分の一以上の保有の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
特定外国株式(F)		
その他(G)		
単元未満株式(H)		
総数(I)		
備考	1単元の株式数	

【(注1)～(注5) 同左】

【(注6) (E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式 (以下この別表において「相互保有株式」という。) について、総数を記載すること。

【(注7)～(注10) 同左】

【(注11) 表に記載の内容を証する書類 (例：株式分布状況表、株主名簿 (全ての株主について記載があるもの。) 、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料) を添付すること。

イ 【(注12)・(注13) 同左】

イ 外資議決権比率に関する事項

【表同左】

【(注1)～(注8) 同左】

【(注9) (D)及び(D)を証する書類 (例：株式分布状況表、株主名簿 (全ての株主について記載があるもの。) 、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料) を添付すること。

【(注10)～(注12) 同左】

別表第六の三号 (第64条関係)

移動受信用地上基幹放送の業務認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所 (ふりがな)
氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号
法人番号
(注 1)

移動受信用地上基幹放送の業務の認定を受けたので、放送法第93条第2項の規定により申請します。

基幹放送の種類 (注2)													
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称 (注3)													
希望する放送対象地域													
希望する周波数 (注4)													
業務開始の予定期日													
放送事項 (注5)													
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要並びに基幹放送設備の一部を構成する設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要及び委託先の氏名又は名称 (注6)													
特定役員の氏名又は名称 (注7)													
外国人等直接保有議決権割合 (注8)	%												
欠格事由の有無 (注9)	<table border="1"> <tr> <td>国籍等 (法第93条第1項第7号イからハまで)</td> <td><input type="checkbox"/> 有</td> <td><input type="checkbox"/> 無</td> </tr> <tr> <td>特定役員 (同号ニ) (注10)</td> <td><input type="checkbox"/> 有</td> <td><input type="checkbox"/> 無</td> </tr> <tr> <td>議決権の割合 (同号ニ) (注11)</td> <td><input type="checkbox"/> 有</td> <td><input type="checkbox"/> 無</td> </tr> <tr> <td>処分歴等 (同号へからルまで)</td> <td><input type="checkbox"/> 有</td> <td><input type="checkbox"/> 無</td> </tr> </table>	国籍等 (法第93条第1項第7号イからハまで)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	特定役員 (同号ニ) (注10)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	議決権の割合 (同号ニ) (注11)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	処分歴等 (同号へからルまで)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
国籍等 (法第93条第1項第7号イからハまで)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無											
特定役員 (同号ニ) (注10)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無											
議決権の割合 (同号ニ) (注11)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無											
処分歴等 (同号へからルまで)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無											

[注1～注5 略]

注6 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要並びに基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要及び委託先の氏名又は名称の欄は、次により記載すること。

移動受信用地上基幹放送の業務認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所 (ふりがな)
氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号
法人番号
(注 1)

移動受信用地上基幹放送の業務の認定を受けたので、放送法第93条第2項の規定により申請します。

基幹放送の種類 (注2)													
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称 (注3)													
希望する放送対象地域													
希望する周波数 (注4)													
業務開始の予定期日													
放送事項 (注5)													
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要 (注6)													
特定役員の氏名又は名称 (注7)													
外国人等直接保有議決権割合 (注8)	%												
欠格事由の有無 (注9)	<table border="1"> <tr> <td>国籍等 (法第93条第1項第7号イからハまで)</td> <td><input type="checkbox"/> 有</td> <td><input type="checkbox"/> 無</td> </tr> <tr> <td>特定役員 (同号ニ) (注10)</td> <td><input type="checkbox"/> 有</td> <td><input type="checkbox"/> 無</td> </tr> <tr> <td>議決権の割合 (同号ニ) (注11)</td> <td><input type="checkbox"/> 有</td> <td><input type="checkbox"/> 無</td> </tr> <tr> <td>処分歴等 (同号へからルまで)</td> <td><input type="checkbox"/> 有</td> <td><input type="checkbox"/> 無</td> </tr> </table>	国籍等 (法第93条第1項第7号イからハまで)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	特定役員 (同号ニ) (注10)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	議決権の割合 (同号ニ) (注11)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	処分歴等 (同号へからルまで)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
国籍等 (法第93条第1項第7号イからハまで)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無											
特定役員 (同号ニ) (注10)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無											
議決権の割合 (同号ニ) (注11)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無											
処分歴等 (同号へからルまで)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無											

[注1～注5 同左]

注6 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の欄は、次により記載すること。

【(1)・(2) 略】

(3) (1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」又は「中継回線設備」の法第111条第1項の基準のうち技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

【ア・イ 略】

(4) (1)の概要図には、基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合にあつては、委託先の氏名又は名称、委託して行わせる設備の範囲及び業務の範囲を明確にして付記すること。

(5) [略]

注7 法人又は団体の場合に限って記載することとし、次に掲げる様式により記載すること。

【表略】

【(注1)～(注6) 略】

(注7) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類(例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券(現に有効なものに限る。))の写し)を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書(登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類)を添付すること。

注8 法人又は団体の場合に限って記載することとし、小数点第3位を四捨五入し小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入せず、割合が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例：19.999456%の場合19.9994%まで記載すること)。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

ア 議決権の総数

区分		株式数(株)	議決権の数(個)
発行済株式(A)	無議決権株式(B)		
	議決権制限株式(C)		
	自己保有株式(D)		
	相互保有株式(E)		
	申請者(子会社を含む。)における株主の相互保有対象議決権の総数の四分の一以上の保有の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	特定外国株式(F)		
その他(G)			
単元未満株式(H)			
総数(I)			
備考		1単元の株式数	

【(注1)～(注5) 略】

【(1)・(2) 同左】

(3) (1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」又は「中継回線設備」の法第111条第1項の技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

【ア・イ 同左】

【新設】

(4) [同左]

注7 [同左]

【表同左】

【(注1)～(注6) 同左】

(注7) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類(例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券(有効期間満了前のものに限る。))の写し)を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書(登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類)を添付すること。

注8 [同左]

ア [同左]

区分		株式数(株)	議決権の数(個)
発行済株式(A)	無議決権株式(B)		
	議決権制限株式(C)		
	自己保有株式(D)		
	相互保有株式(E)		
	完全議決権株式		
	特定外国株式(F)		
その他(G)			
単元未満株式(H)			
総数(I)			
備考		1単元の株式数	

【(注1)～(注5) 同左】

(注6) (E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式（以下この別表において「相互保有株式」という。）について、申請者（申請者の子会社を含む。）における株主の同項に定める相互保有対象議決権の総数の四分の一以上の保有の有無を確認し該当する□にレ印を付けた上で、総数を記載すること。

〔注7〕～〔注10〕 略]

(注11) 表に記載の内容を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書を添付すること。

〔注12〕・〔注13〕 略]

イ 議決権割合に関する事項

〔表略]

〔注1〕～〔注8〕 略]

(注9) (D)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書を添付すること。

〔注9～注11 略]

別表第七の一号（第65条第1項関係）

第1 地上基幹放送に係る事業計画書

〔表略]

〔注1 略]

注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注1の表の区分に従つて該当する事項にレ印を付けること。

〔1〕～〔5〕 略]

(6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。

〔表略]

〔注1〕～〔注4〕 略]

(注5) 兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なもの（代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員が一の法人又は団体の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員の地位を兼ねる場合及び複数の特定役員が一の法人又は団体の特定役員の地位を兼ねる場合における当該一の法人又は団体に係るものを含む。）を(注4)に準じて記載すること。

〔注6〕・〔注7〕 略]

〔7〕～〔9〕 略]

別表第七の二号（第65条第1項関係）

(注6) (E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式（以下この別表において「相互保有株式」という。）について、総数を記載すること。

〔注7〕～〔注10〕 同左]

(注11) 表に記載の内容を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

〔注12〕・〔注13〕 同左]

イ 外資議決権比率に関する事項

〔表同左]

〔注1〕～〔注8〕 同左]

(注9) (D)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

〔注9～注11 同左]

別表第七の一号（第65条第1項関係）

第1 地上基幹放送に係る事業計画書

〔表同左]

〔注1 同左]

注2 〔同左]

〔1〕～〔5〕 同左]

(6) 〔同左]

〔表同左]

〔注1〕～〔注4〕 同左]

(注5) 兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを(注4)に準じて記載すること。

〔注6〕・〔注7〕 同左]

〔7〕～〔9〕 同左]

別表第七の二号（第65条第1項関係）

第2 衛星基幹放送に係る事業計画書

〔表略〕

〔注1 略〕

注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注1の表の区分に従って該当する事項にシ印を付けること。

〔1〕～〔5〕 略

(6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。

〔表略〕

〔注1〕～〔注4〕 略

(注5) 兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを(代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員が一の法人又は団体の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員の地位を兼ねる場合及び複数の特定役員が一の法人又は団体の特定役員の地位を兼ねる場合における当該一の法人又は団体に係るものを含む。)を(注4)に準じて記載すること。

〔注6〕・〔注7〕 略

〔7〕～〔9〕 略

別表第七の三号(第65条第1項関係)

第3 移動受信用地上基幹放送に係る事業計画書

〔表略〕

〔注1 略〕

注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注1の表の区分に従って該当する事項にシ印を付けること。

〔1〕～〔5〕 略

(6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。

〔表略〕

〔注1〕～〔注4〕 略

(注5) 兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを(代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員が一の法人又は団体の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員の地位を兼ねる場合及び複数の特定役員が一の法人又は団体の特定役員の地位を兼ねる場合における当該一の法人又は団体に係るものを含む。)を(注4)に準じて記載すること。

〔注6〕・〔注7〕 略

〔7〕～〔9〕 略

別表第九号(第65条第2項関係)

基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

1 業務を確実に実施することができる体制

第2 衛星基幹放送に係る事業計画書

〔表同左〕

〔注1 同左〕

注2 〔同左〕

〔1〕～〔5〕 同左

(6) 〔同左〕

〔表同左〕

〔注1〕～〔注4〕 同左

(注5) 兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを(注4)に準じて記載すること。

〔注6〕・〔注7〕 同左

〔7〕～〔9〕 同左

別表第七の三号(第65条第1項関係)

第3 移動受信用地上基幹放送に係る事業計画書

〔表同左〕

〔注1 同左〕

注2 〔同左〕

〔1〕～〔5〕 同左

(6) 〔同左〕

〔表同左〕

〔注1〕～〔注4〕 同左

(注5) 兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを(注4)に準じて記載すること。

〔注6〕・〔注7〕 同左

〔7〕～〔9〕 同左

別表第九号(第65条第2項関係)

基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

1 業務を確実に実施することができる体制

2 業務を確実に実施するために整備している規程

3 業務に従事する者の実務経験等

4 委託業務の確実な実施を確保するための措置

注1 設備等維持業務を確実に実施することができる体制を記載すること。

注2 設備等維持業務を確実に実施するために整備している規程について、その名称と概要を記載すること。

注3 設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者の氏名、略歴等を記載すること。設備等維持業務に従事する者が当該設備等維持業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していることを証する書類を添付すること。

注4 設備等維持業務を他人に委託する場合には、第123条の7各号に規定する措置の内容を記載すること。

注5 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう適宜の区分に分けて、別途記載すること。

注6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第十七号（第76条第1項関係）
第1 申請書

放送事項等変更許可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

電話番号

(注1)

放送事項等(注2)の変更の許可を受けたいので、放送法第97条第1項の規定により申請します。

変更事項(注2)

変更前

変更後

注1 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限る。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

【新設】

2 業務に従事する者の実務経験等

【新設】

注1 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を、法第111条第1項の技術基準に適合するように維持するための運用・保守等の業務(以下この表において「設備維持業務」という。)を確実に実施することができる体制を記載すること。

【新設】

注2 設備維持業務に従事する者の実務経験を記載すること。

【新設】

注3 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう適宜の区分に分けて、別途記載すること。

注4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第十七号（第76条第1項関係）
第1 申請書

放送事項等変更許可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

電話番号

放送事項等(注1)の変更の許可を受けたいので、放送法第97条第1項の規定により申請します。

変更事項(注1)

変更前

変更後

【新設】

注2 「放送事項」、「基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」、「基幹放送設備の一部を構成する設備の概要」又は「設備等維持業務の委託先の氏名又は名称」のように記載すること。

注3 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要に変更があつた場合には、基幹放送の業務認定申請書に準じ変更箇所が判るよう記載すること。

注4 [略]
注5 [略]
第2 [略]

別表第七の一号、別表第七の二号又は別表第七の三号、別表第八号及び別表第九号の様式のとおりとする。

別表第十八号（第76条第3項第2号、第81条の4第2項第1号関係）
許可及び確認を要しない電気通信設備の軽微な変更
許可及び確認を要しない基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の軽微な変更及び設備等維持業務を他人に委託する場合における電気通信設備の軽微な変更は、次に掲げる電気通信設備に係る変更とする。

電気通信設備	適用の条件
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の一部を構成する設備	次に掲げる条件に適合する場合に限る。 1 基幹放送の品質が適正であるようにすることを確保するために準拠する送信の標準方式に係る変更を伴わないこと。 2 予備の装置の追加その他の当該電気通信設備が第4章第5節第1款に定める技術基準に引き続き適合することが明らかなる変更であること。
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の一部を構成する設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備	次に掲げる条件のいずれかに適合する場合に限る。 1 設備等維持業務の委託を解除し、当該設備等維持業務を基幹放送局の免許人自らが行う場合の変更であること。 2 設備等維持業務の委託先に変更がない場合であつて、当該設備等維持業務を委託する電気通信設備の範囲を縮小する変更であること。

注1 「放送事項」又は「基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」のように記載すること。

注2 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要に変更があつた場合には、基幹放送の業務認定申請書に準じ変更箇所が判るよう記載すること。

注3 [同左]
注4 [同左]
第2 [同左]

別表第七の一号、別表第七の二号又は別表第七の三号及び別表第八号の様式のとおりとする。

別表第十八号（第76条第3項第2号関係）
許可を要しない電気通信設備の軽微な変更
許可を要しない基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の軽微な変更は、次に掲げる電気通信設備に係る変更とする。

電気通信設備	適用の条件
電気通信設備の現用機器の機能を代替することができる予備の機器に対し電力供給するための電源設備	当該電気通信設備の性能を低下させない変更であること。

3 予備の装置を追加する場合であつて、当該装置の設備等維持業務の委託先が主装置の設備等維持業務と同じ場合の変更であること。
 4 委託して行わせる設備等維持業務の範囲の変更であること。

別表第十九号 (第76条第4項関係)

放送事項等の変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

法人番号

(注1)

放送法第97条第2項の規定により、放送事項等(注2)の変更を届け出ます。

変更事項(注2)			
変更前(注3)	(注4)	(注5)	(注5)

[注1 略]

注2 「氏名又は名称及び住所」、「基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又は当該免許を受けた者の氏名又は名称」、「放送事項」、「基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」、「基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要」、「設備等維持業務の委託先の氏名又は名称」、「特定役員の氏名又は名称」、「外国人等直接保有議決権割合」又は「外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」のように記載すること。

注3 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要に変更があつた場合には、基幹放送の業務認定申請書に準じ変更箇所が判るよう記載すること。

注4 特定役員の氏名又は名称の変更の場合は、変更内容を証するものとして、別表第六号の注に規定する様式を添付することとし、株式会社にあつては変更後の全ての役員、その他の法人又は団体にあつては変更後の全てのこれに準ずる者を記載すること。このとき、変更箇所※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、新たに選任された特定役員

別表第十九号 (第76条第4項関係)

放送事項等の変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

法人番号

(注1)

放送法第97条第2項の規定により、放送事項等(注2)の変更を届け出ます。

変更事項(注2)			
変更前(注3)	(注4)	(注5)	(注5)

[注1 同左]

注2 「氏名又は名称及び住所」、「基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又は当該免許を受けた者の氏名又は名称」、「放送事項」、「基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」、「特定役員の氏名又は名称」、「外国人等直接保有議決権割合」又は「外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」のように記載すること。

注3 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要に変更があつた場合には、基幹放送の業務認定申請書に準じ変更箇所が判るよう記載すること。

注4 特定役員の氏名又は名称の変更の場合は、変更内容を証するものとして、別表第六号の注に規定する様式を添付することとし、株式会社にあつては変更後の全ての役員、その他の法人又は団体にあつては変更後の全てのこれに準ずる者を記載すること。このとき、変更箇所※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、新たに選任された特定役員

が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券（現に有効なものに限る。）の写し）を添付し、法人にあつては登記事項証明書（登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類）を添付すること。

注5 外国人等直接保有議決権割合又は外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合の変更の場合は、変更内容を証するものとして、別表第六号の注に規定する様式を添付することとし、変更後の内容を記載すること。このとき、変更箇所には捺印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、当該注において当該様式の内容を証する書類として添付することとされている書類を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書を添付すること。

[注6・注7 略]

別表第二十号（第78条第1項関係）

第1 申請書

基幹放送の業務認定承継認可申請書 年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号
法人番号

(注1)

放送法第98条第2項の規定により、認定基幹放送事業者の地位を承継したい（又は放送法第98条第3項前段の規定により認可を受けたい）ので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

1 合併又は分割当事者

(ふりがな) 商号（又は名称）	住所（本店又は主たる事務所の所在地）	(ふりがな) 代表者氏名（注2）
--------------------	--------------------	---------------------

[2～5 略]

6 承継に係る基幹放送の種類、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要（基幹放送の業務認定申請書に準じ記載すること。）当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称、認定番号（又は無線局の識別信号、種別及び免許の番号

が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券（有効期間満了前のものに限る。）の写し）を添付し、法人にあつては登記事項証明書（登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類）を添付すること。

注5 外国人等直接保有議決権割合又は外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合の変更の場合は、変更内容を証するものとして、別表第六号の注に規定する様式を添付することとし、変更後の内容を記載すること。このとき、変更箇所には捺印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、当該注において当該様式の内容を証する書類として添付することとされている書類を添付すること。

[注6・注7 同左]

別表第二十号（第78条第1項関係）

第1 申請書

基幹放送の業務認定承継認可申請書 年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号
法人番号

(注1)

放送法第98条第2項の規定により、認定基幹放送事業者の地位を承継したい（又は放送法第98条第3項前段の規定により認可を受けたい）ので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

1 合併又は分割当事者

(ふりがな) 商号（又は名称）	住所（本店又は主たる事務所の所在地）	(ふりがな) 代表者氏名（注2）
--------------------	--------------------	---------------------

[2～5 同左]

6 承継に係る基幹放送の種類及び基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要（基幹放送の業務認定申請書に準じ記載すること。）認定番号（又は無線局の識別信号、種別及び免許の番号）及び認定基幹放送事業者（又は特定地上基幹放送事業者）の商号又は名称

) 及び認定基幹放送事業者 (又は特定地上基幹放送事業者) の商号又は名称

基幹放送の種類	基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要	設備等維持業務の委託先の氏名又は名称	認定番号 (又は無線局の識別信号、種別及び免許の番号)	認定基幹放送事業者 (又は特定地上基幹放送事業者) の商号又は名称
---------	---	--------------------	-----------------------------	-----------------------------------

[7・8 略]

[第2 略]

別表第二十一号 (第79条第1項関係)

第1 申請書

基幹放送の業務認定承継認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所 (ふりがな)
氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号
法人番号 (注1)

放送法第98条第2項の規定により、認定基幹放送事業者の地位を承継したい (又は放送法第98条第3項後段の規定により認可を受けたい) ので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

[1~4 略]

5 承継 (又は認可) に係る基幹放送の種類、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要 (基幹放送の業務認定申請書に準じ記載すること。) 当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称、認定番号 (又は無線局の識別信号、種別及び免許の番号) 及び認定基幹放送事業者 (又は特定地上基幹放送事業者) の商号又は名称

基幹放送の種類	基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び	設備等維持業務の委託	認定番号 (又は無線局の識	認定基幹放送事業者 (又は
---------	--------------------------	------------	---------------	---------------

基幹放送の種類	基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要	認定番号 (又は無線局の識別信号、種別及び免許の番号)	認定基幹放送事業者 (又は特定地上基幹放送事業者) の商号又は名称
---------	------------------------	-----------------------------	-----------------------------------

[7・8 同左]

[第2 同左]

別表第二十一号 (第79条第1項関係)

第1 申請書

基幹放送の業務認定承継認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所 (ふりがな)
氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号
法人番号 (注1)

放送法第98条第2項の規定により、認定基幹放送事業者の地位を承継したい (又は放送法第98条第3項後段の規定により認可を受けたい) ので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

[1~4 同左]

5 承継 (又は認可) に係る基幹放送の種類及び基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要 (基幹放送の業務認定申請書に準じ記載すること。) 認定番号 (又は無線局の識別信号、種別及び免許の番号) 及び認定基幹放送事業者 (又は特定地上基幹放送事業者) の商号又は名称

基幹放送の種類	基幹放送の業務に用いられる電気通	認定番号 (又は無線局の識別信号、	認定基幹放送事業者 (又は特定地上基幹放送
---------	------------------	-------------------	-----------------------

	基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要	先の氏名又は名称	別/信号、種別及び免許の番号)	特定地上基幹放送事業者)の商号又は名称
--	--	----------	-----------------	---------------------

[6・7 略]

【第2 略】

別表第二十一号の二(第81条の3第1項関係)

特定地上基幹放送事業者の特例に係る電気通信設備等の基準適合確認申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(おりがた)

氏名

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

法人番号

(注 1)

放送法第105条の2第1項に定める特定地上基幹放送事業者の特例について、同条第2項の規定による確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

確認に係る地上基幹放送の種類 (注2)	
確認に係る地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局設備を提供する基幹放送局提供事業者の氏名又は名称(注3)	
確認に係る地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局設備の提供を受けて地上基幹放送の業務を開始する年月日(注4)	
確認に係る地上基幹放送の業務を行う放送対象地域	
確認に係る地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概	

	信設備の概要	種別及び免許の番号)	事業者)の商号又は名称
--	--------	------------	-------------

[6・7 同左]

【第2 同左】

【新設】

要(注5)	
確認に係る地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の運用のための業務管理体制(注6)	

注1 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

注2 法第91条第1項の規定による基幹放送普及計画の「第3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」の「2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」に規定されている「基幹放送の区分」の各項目を記載すること(同項目に区分の規定がない場合には、同「1 総則」の(3)の基幹放送名を記載するとともに、「短波放送」のように記載すること。)。また、有料放送の場合にあつては、その旨も記載すること。
(記載例)

「地上基幹放送—テレビジョン放送—民間基幹放送事業者の放送—総合放送—広域放送—」

注3 確認に係る地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局設備を提供する基幹放送局提供事業者が複数該当する場合は、全ての者の氏名又は名称を記載すること。

注4 基幹放送局提供事業者ごと又は基幹放送局設備ごとに地上基幹放送の業務を開始する年月日が異なる場合は、その別を明確にして全て記載すること。

注5 確認に係る地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の欄は、次により記載すること。

(1) 確認に係る地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要には、基幹放送が行われる過程における映像、音声、文字、データの流れが明確になるよう、演習所から基幹放送局の送信設備の送信空中線までの範囲における全ての電気通信設備を明記した概要図を記載すること。

(2) (1)の概要図には、確認に係る地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備のうち、当該業務に用いられる基幹放送設備に該当する設備の範囲を「番組送出設備」又は「中継回線設備」の別を明確にして付記すること。

(3) (1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」及び「中継回線設備」の法第111条第1項の基準のうち技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

ア 法第111条第2項第1号に規定する基幹放送設備の損壊又は故障により、基幹放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすることを確保するための措置に関する事項

イ 法第111条第2項第2号に規定する基幹放送設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすることを確保するために当該基幹放送設備が準拠する送

信の標準方式の種類に関する事項

- (4) (1)の概要図には、基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合にあつては、委託先の氏名又は名称、委託して行わせる設備の範囲及び業務の範囲を明確にして付記すること。
- (5) (1)の概要図には、確認に係る地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局設備を提供する基幹放送局提供事業者の当該基幹放送局設備との間の分界点を明示すること。
- (6) (1)の概要図には、二以上の基幹放送局提供事業者がある場合には、各基幹放送局提供事業者の間の分界点を明示すること。
- (7) 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるように電気通信設備の階層その他適宜の区分に分けて、別途記載すること。
- (8) 記載する内容の全部又は一部が申請者に属する特定地上基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。）のものと同一である場合において、当該特定地上基幹放送局に係る無線局免許手続規則第4条に定める無線局事項書にその同一内容を記載したときは、当該同一内容について「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

注6 確認に係る地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の運用のための業務管理体制の欄は、次により記載すること。

- (1) 設備等維持業務を確実に実施することができる体制を記載すること。
- (2) 設備等維持業務を確実に実施するために整備している規程について、その名称と概要を記載すること。
- (3) 設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者の氏名、略歴等を記載すること。設備等維持業務に従事する者が当該設備等維持業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していることを証する書類を添付すること。
- (4) 基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合にあつては、第123条の7に規定する措置の内容を記載すること。
- (5) 記載する内容の全部又は一部が申請者に属する特定地上基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。）のものと同一である場合において、当該特定地上基幹放送局に係る無線局免許手続規則第四条に定める無線局事項書にその同一内容を記載したときは、当該同一内容について「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

別表第二十一号の三(第81条の4第1項関係)

特定地上基幹放送事業者の特例に係る電気通信設備等の基準適合変更確認申請書

年 月 日

総務大臣 殿

【新設】

郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名
(法人又は団体にあつては、名称及び
代表者の氏名)

電話番号
法人番号
(注 1)

放送法第105条の2第1項に定める特定地上基幹放送事業者の特例について、同条第4項の規定により電気通信設備等の変更を行いたいので、下記のとおり申請します。

記

変更事項	変更前	変更後
変更前		

注1 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

注2 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載の上、別紙を添付すること。

別表第二十一号の四(第81条の4第3項関係)

特定地上基幹放送事業者の特例に係る電気通信設備等の基準適合変更確認届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名
(法人又は団体にあつては、名称及び
代表者の氏名)

電話番号
法人番号
(注 1)

放送法第105条の2第1項に定める特定地上基幹放送事業者の特例について、同条第4項に掲げる事項に軽微な変更があつたので、同条第5項の規定により届け出ます。

変更事項	変更前	変更後
変更前		

注1 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただ

【新設】

し。法人番号が不明の場合は記載を要しない。

注2 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載の上、別紙を添付すること。

別表第二十一号の五(第91条の2関係)

外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告書

年 月 日

[略]

[表略]

[注1～注5 略]

別表第二十一号の六(第91条の5第1項関係)

特定放送番組同一化実施方針の認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

申請者
郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号
法人番号
(注1)

特定放送番組同一化実施方針の認定を受けたので、放送法第116条の4第1項の規定により申請します。

1. 特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送の区分
2. 特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係る放送対象地域及びその数
3. 法第116条の4第2項第2号に規定する地域性確保措置の内容
4. 法第116条の四第一項に規定する特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送のそれぞれについて、1週間の放送時間の合計に対する同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合
5. 特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送のそれぞれについて、当該国内基幹放送の放送時間の合計に対し、当該放送時間の合計から広告放送に係る放送時間を除いて得た放送時間未満の放送時間のうち、最も長い放送時間の占める割合
6. 共同して審議機関を設置しようとする場合は、その旨及び設置の計画に関する事項
7. 特例役員兼任関係の内容

(特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合)

7. 特例役員兼任関係の内容

別表第二十一号の二(第91条の2関係)

外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告書

年 月 日

[同左]

[表同左]

[注1～注5 同左]

別表第二十一号の三(第91条の5第1項関係)

経営基盤強化計画の認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

申請者
郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号
法人番号
(注1)

経営基盤強化計画の認定を受けたので、放送法第116条の4第1項の規定により申請します。

1. 経営基盤強化の実施期間
2. 経営基盤強化による収益性の向上の程度
3. 経営基盤強化の内容
4. 経営基盤強化に伴う労務に関する事項
5. (審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合)
特定放送番組同一化の内容
6. 法第116条の4第2項第5号ロに規定する地域性確保措置の内容
7. 特例役員兼任関係の内容

(特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合)

7. 特例役員兼任関係の内容

[判る]
[判る]

[注 1～注 3 略]

注 4 特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送のそれぞれについて、1 週間の放送時間の合計に対する同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合及び当該 1 週間の放送時間の合計に対し、当該放送時間の合計から広告放送に係る放送時間を除いて得た放送時間未満の放送時間のうち、最も長い放送時間の占める割合については、広告放送及び災害に関する放送以外の放送番組を全て同一にし、かつ、同時に放送することを示せば足りる。

[判る]

[判る]

[判る]

[判る]

注 5 法第116条の4第2項第2号に規定する地域性確保措置の内容については、実施する措置の内容を記載すること。

(特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合)

注 6 特例役員兼任関係の内容については、特例役員兼任関係に係る役員予定者の氏名を記載し、当該役員予定者の履歴書及び役員就任承諾書を添付すること。
[判る]

8. 放送法施行規則第91条の7第2号に規定する地域性確保措置の内容
9. 多元性・多様性確保措置の内容

[注 1～注 3 同左]

注 4 経営基盤強化の実施期間については、経営基盤強化計画の始期及び終期を記載すること。

注 5 経営基盤強化による収益性の向上の程度については、実施期間中の各事業年度決算における計画値を記載すること。

注 6 経営基盤強化の内容については、次の事項について記載すること。

- (1) 経営基盤強化を実施する理由及び背景
- (2) 実施する措置の内容

注 7 経営基盤強化に伴う労務に関する事項については、次の事項について記載すること。

- (1) 経営基盤強化計画の開始時期の役員及び従業員の数
- (2) 経営基盤強化計画の終了時期の役員及び従業員の数
- (3) 経営基盤強化計画の実施に伴う役員及び従業員の出向、嘱託等に係る計画
- (4) 経営基盤強化計画の実施について行った労働組合との協議に関する事項

(審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合)

注 8 特定放送番組同一化の内容については、次の事項について記載すること。

- (1) 特定放送番組同一化を行う期間
- (2) 特定放送番組同一化の対象となる国内基幹放送に係る放送対象地域
- (3) 特定放送番組同一化の対象となる国内基幹放送の1 週間の放送時間の合計に対する同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合
- (4) 特定放送番組同一化の計画に関する事項
- (5) 共同して審議機関を設置しようとする場合は、その旨及び設置の計画に関する事項

注 9 法第116条の4第2項第5号ロに規定する地域性確保措置の内容については、実施する措置の内容を記載すること。

(特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合)

注 10 [同左]

注 11 放送法施行規則第91条の4第2号に規定する地域性確保措置の内容については、実施する措置の内容を記載すること。

【割る】
【割る】

注12 多元性・多様性確保措置の内容については、実施する措置の内容を記載すること。
別表第二十一号の四（第91条の5第2項関係）

事業計画書	
(別紙)	
<input type="checkbox"/> (1)	資本又は出資の額
<input type="checkbox"/> (2)	主たる出資者及び議決権の数
<input type="checkbox"/> (3)	役員に関する事項
<input type="checkbox"/> (4)	将来の事業予定
<input type="checkbox"/> (5)	国内基幹放送の業務の認定又は特定地上基幹放送局の免許の期間における資産、負債及び収支の実績

短 辺 (日本産業規格A列4番によること。)

注1 別紙について、別葉として提出すること。

注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。

(1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。

株式会社の場合		
資本又は出資の額	発行済株式の額及びその株式数	増資予定の期日、額及びその株式数
		増資後の資本の額及びその株式数

イ 株式会社以外の者の場合は、上記の様式に準じて記載すること。

(注1) 法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(イ) 定款又は寄附行為に基幹放送の業務を行う事業を行うことを決議した取締役会等の議事録の写し

(注2) 法人以外の者の場合は、(注1)に準ずる書類を添付すること。

(2) 別紙(2)は、次の様式により記載すること。

氏名又は名称	住所	職業	議決権の総数に対する議決権の比率 (%)	備考

(注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者（株式会社にあつては株主、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員）について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載し、定款を提出すること。

(注2) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。

(注3) 法人又は団体にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

(注4) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注5) 職業の欄は、法人又は団体にあつては「何事業」、個人にあつては「何業(イ)専務居(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人又は団体の代表権を有する役員については役名の前に「(イ)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注6) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類

(イ) 日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨

(ウ) 出資の予定のものについてはその旨

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

ふりがな 氏名	住所	役名	担当部門	兼職	特定役員への該当の有無	備考
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

(注1) 株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、そのために従い記載し、定款を提出すること。

(注2) 特定役員とは、表現の自由享有基準第2条第13号に規定する業務執行役員及び同条第14号に規定する業務執行決定役員をいう。

(注3) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村を記載すること

(注4) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(イ)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注5) 兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを(注4)に準じて記載すること

(注6) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア) 日本の国籍を有しない人であるとき又は兼職に係る法人若しくは団体が

外国の法人若しくは団体であるときはその旨

(イ) 予定のものについてはその旨

【削る】

(注7) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、役員又は役員
 予定者の履歴書を添付するほか、役員予定者については役員就任承諾書を添付する
 こと。
 (4) 別紙(5)は、資産、負債及び収支の実績(当該申請が決算期中途に行われる場合にの
 み当該決算期の実績の概要を記載することとし、その他の場合には記載を要しない。)に
 ついて記載すること(各事項の細目については、特に示すものを除くほか、事業計画書及
 び事業収支見積書の様式に準じて記載すること。)。
 別表第二十一号の五(第91条の5第2項関係)

第1 見積表

科 目	()年度		()年度		()年度		()年度	
	事業 収支	基幹 放送の 業務を 行う事 業の収 支	事業 収支	基幹 放送の 業務を 行う事 業の収 支	事業 収支	基幹 放送の 業務を 行う事 業の収 支	事業 収支	基幹 放送の 業務を 行う事 業の収 支
1 売上高 放送料 有料放送料 放送番組制作料 放送番組売上料 その他	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 売上原価 放送費 放送委託費 技術費 人件費 減価償却費 その他								
3 売上総利益 (1-2)								
4 販売費及び一 般管理費 販売費 一般管理費 人件費 減価償却費 その他								
5 営業利益 (3								

6	営業外収益								
7	営業外費用								
8	経常利益 (5 + (6-7))								
	備考								

注1 各年目は、事業者の決算年度ベースで経営基盤強化計画の実施期間分を記載すること（例えば、3月決算の事業者で、第1年目の基幹放送の業務を行う事業の開始が10月であれば、第1年目の「基幹放送の業務を行う事業の収支」は6ヶ月分である。）。

注2 事業収支の欄は、申請者が行う基幹放送の業務及び兼営する事業の収支を総合したものを記載すること。

注3 基幹放送の業務を行う事業の収支の欄は、兼営社にあつては、放送の種類ごとに各項目を区分して記載すること。この場合において、分計の考え方を適宜の様式により記載すること。

注4 備考の欄は、事業収支が相償わない場合における措置を記載すること。

注5 有料放送料の欄は、有料放送を行う基幹放送事業者の場合に限る。なお、有料放送の受信に関し、有料放送料以外の金銭を受信者に負担させる場合は、その金銭に係る収益及び費用について、適宜の科目を設けて記載すること。

注6 次の書類を添付すること。

- ア 放送料金表
 - イ 有料放送料金表
 - ウ 最近の決算期における計算書類
 - エ その他参考となる書類
- 第2 見積りの根拠
 テ 収益

区	分	1週間平均の回数	単価	1週間平均の収入	1年間の収入
		回	千円	千円	千円
(記載例)	放送料				
	Aタイム	30分			
	Bタイム	15分			
		30分			
		15分			
	Aスポット				
	Bスポット				

注1 第1の表の1の項の収益の科目ごとに、決算年度ベースの別に記載することとし、売上高のその他及び営業外収益の科目については適宜の様式により記載すること。ただし、各年度における科目ごとの算出方法が同一である場合は、その算出方法を適宜の様式により記載することにより、第2年目以降の収益の記載を省略することができる。

別表第二十一号の七（第91条の11関係）

特定放送番組同一化実施方針認定証	
認定の年月日	
認定の番号	
認定に係る特定放送番組同一化実施方針を提出した国内基幹放送事業者の名称	
備考	

年 月 日 総務大臣 印

短 辺 (日本産業規格A列4番によること。)
 別表第二十一号の八（第91条の13第1項関係）

特定放送番組同一化実施方針の変更認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

申請者 番号
 郵便番号
 住所 (ふりがな)
 氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号
 法人番号 (注1)

年 月 日付けで認定を受けた特定放送番組同一化実施方針について変更の認定を受けたので、放送法第116条の5第1項の規定により申請します。

[表略]
 [注1～注4 略]

別表第二十一号の九（第91条の14関係）

注2 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、契約者数及び有料放送料金について、適宜の様式により決算年度ベースの別に記載すること。ただし、各年度における科目ごとの算出方法が同一である場合は、その算出方法を適宜の様式により記載することにより、第2年目以降の契約者数及び有料放送料金の記載を省略することができる。

注3 有料放送を行う場合における加入者数については、その見積りの根拠を、可能な限り詳細に記載すること。

科目	金額	根拠
	千円	

イ 費用

別表第二十一号の六（第91条の10関係）

注 アの注に準じて記載すること。

経営基盤強化計画認定証	
認定の年月日	
認定の番号	
認定に係る経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者の名称	
備考	

年 月 日 総務大臣 印

短 辺 (日本産業規格A列4番によること。)
 別表第二十一号の七（第91条の12第1項関係）

経営基盤強化計画の変更認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

申請者 番号
 郵便番号
 住所 (ふりがな)
 氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号
 法人番号 (注1)

年 月 日付けで認定を受けた経営基盤強化計画について変更の認定を受けたので、放送法第116条の5第1項の規定により申請します。

[表同左]
 [注1～注4 同左]

別表第二十一号の八（第91条の13関係）

特定放送番組同一化実施方針変更認定証	
変更の認定の年月日	
認定の番号	
変更の認定に係る特定放送番組同一化実施方針を提出した国内基幹放送事業者の名称	
備考	

年 月 日 総務大臣 印

短 辺 (日本産業規格A列4番によること。) 年 月 日
 別表第二十一号の十 (第91条の15第2項関係) 特定放送番組同一化実施方針の軽微な変更届出書

総務大臣 殿 郵便番号 年 月 日
 住所 (ふりがな)
 氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 (注1)

年 月 日付けで認定を受けた特定放送番組同一化実施方針について変更をしたので、放送法第116条の5第2項の規定により届け出ます。
 [表略]
 [注1～注4 略]
 [判る]

経営基盤強化計画変更認定証	
変更の認定の年月日	
認定の番号	
変更の認定に係る経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者の名称	
備考	

年 月 日 総務大臣 印

短 辺 (日本産業規格A列4番によること。) 年 月 日
 別表第二十一号の九 (第91条の14第2項関係) 経営基盤強化計画の軽微な変更届出書

総務大臣 殿 郵便番号 年 月 日
 住所 (ふりがな)
 氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 (注1)

年 月 日付けで認定を受けた経営基盤強化計画について変更をしたので、放送法第116条の5第2項の規定により届け出ます。
 [表同左]
 [注1～注4 同左]
 別表第二十一号の十 (第91条の15関係) 認定経営基盤強化計画の実施状況報告書

申請者 年 月 日
 郵便番号
 住所 (ふりがな)
 氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 (注1)

総務大臣 殿

年 月 日付けで認定を受けた経営基盤強化計画の 年度の実施状況を下記のとお
り報告します。

記

1. 経営基盤強化による収益性の向上の程度
2. 経営基盤強化の実施状況
3. 経営基盤強化に伴う労務に関する事項

(審議機関の設置等の特例の適用を受けた場合)

4. 特定放送番組同一化の実施状況
5. 法第116条の4第2項第5号ロに規定する地域性確保措置の実施状況

(特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けた場合)

6. 特例役員兼任関係の実施状況
7. 放送法施行規則第91条の7第2号に規定する地域性確保措置の実施状況
8. 多元性・多様性確保措置の実施状況

注1 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別する
ための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただ
し、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

注2 共同で申請をした場合は、全ての国内基幹放送事業者について記載すること。

注3 この様式に使用する用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

注4 経営基盤強化による収益性の向上の程度については、申請時における計画値及び当該事
業年度における実績値を記載すること。

注5 経営基盤強化の実施状況については、当該事業年度に実施した経営基盤強化の内容につ
いて要約的に記載すること。

注6 経営基盤強化に伴う労務に関する事項については、次の事項について記載すること。

- (1) 当該事業年度開始時期の役員及び従業員の数
- (2) 当該事業年度末の役員及び従業員の数
- (3) 当該事業年度中、経営基盤強化計画に伴い出向、嘱託等した役員及び従業員の数

(審議機関の設置等の特例の適用を受けた場合)

注7 特定放送番組同一化の実施状況については、次の事項について記載すること。

- (1) 特定放送番組同一化に関する当該事業年度における実績
- (2) 特定放送番組同一化の対象となつた国内基幹放送の1年間の放送時間の合計に対する
同一の放送番組の放送を同時に行つた放送時間の割合
- (3) 共同して審議機関を設置した場合は、当該事業年度における開催状況

注8 法第116条の4第2項第5号ロに規定する地域性確保措置の実施状況については、当該
事業年度に実施した措置の内容を記載すること。

(特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けた場合)
 注9 特例役員兼任関係の実施状況については、特例役員兼任関係に係る当該事業年度の実績について記載すること。
 注10 放送法施行規則第91条の4第2号に規定する地域性確保措置の実施状況については、当該事業年度に実施した措置の内容を記載すること。
 注11 多元性・多様性確保措置の実施状況については、当該事業年度に実施した措置の内容を記載すること。

別表第二十三号 (第97条第1項関係)

損益計算書

会計单位名称 放送局設備等供給業務管理部門

(単位 円)

[表略]

会計单位名称 放送局設備等供給業務利用部門

(単位 円)

[表略]

[注1 略]

注2 「受取放送局設備供給役務利用料」の欄は、基幹放送事業者ごとに放送局設備供給役務の提供条件に定めた利用形態に応じた科目を設け、記載すること。

[注3・注4 略]

別表第二十四号 (第124条関係)

重大な事故報告書(詳細)

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号
電話番号

放送法第113条第1項の規定に基づき、重大な事故報告書を提出します。

発生年月日及び時刻	復旧年月日及び時刻
発生場所	
事故の原因となつた基幹放送設備等の概要	
発生状況	
措置模様	

損益計算書

会計单位名称 放送局設備等供給業務管理部門

(単位 円)

[表同左]

会計单位名称 放送局設備等供給業務利用部門

(単位 円)

[表同左]

[注1 同左]

注2 「受取放送局設備供給役務利用料」の欄は、認定基幹放送事業者ごとに放送局設備供給役務の提供条件に定めた利用形態に応じた科目を設け、記載すること。

[注3・注4 同左]

別表第二十四号 (第124条関係)

重大な事故報告書(詳細)

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号
電話番号

放送法第113条第1項の規定に基づき、重大な事故報告書を提出します。

発生年月日及び時刻	復旧年月日及び時刻
発生場所	
事故の原因となつた基幹放送設備の概要	
発生状況	
措置模様	

発生原因	
再発防止策	
利用者対応状況	

[注1 略]

注2 「事故の原因となった基幹放送設備等の概要」の欄は、基幹放送設備の名称等を記載し、当該基幹放送設備の役割が分かる設備構成図等を添付すること。なお、人為要因が原因となった場合は、当該基幹放送設備の名称等に加えて、原因となった組織の名称等を記載し、当該組織の役割が分かる体制図等を添付すること。

[注3～注8 略]

別表第二十五号 (第124条関係)

重大な事故報告書(詳細)

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号
免許番号

放送法第113条第2項の規定に基づき、重大な事故報告書を提出します。

発生年月日及び時刻		復旧年月日及び時刻	
発生場所			
事故の原因となった特定地上基幹放送局等設備の概要			
発生状況			
措置模様			
発生原因			
再発防止策			
利用者対応状況			

[注1 略]

注2 「事故の原因となった特定地上基幹放送局等設備等の概要」の欄は、特定地上基幹放送局等設備の名称等を記載し、当該特定地上基幹放送局等設備の役割が分かる設備構成図等を添付すること。なお、人為要因が原因となった場合は、当該特定地上基幹放送局等設備の名称等に加えて、原因となった組織の名称等を記載し、当該組織の役割が分かる体制図等を添付すること。

[注3～注8 略]

発生原因	
再発防止策	
利用者対応状況	

[注1 同左]

注2 「事故の原因となった基幹放送設備の概要」の欄は、当該設備の名称等を記載し、当該設備の役割が分かる設備構成図等を添付すること。

[注3～注8 同左]

別表第二十五号 (第124条関係)

重大な事故報告書(詳細)

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号
免許番号

放送法第113条第2項の規定に基づき、重大な事故報告書を提出します。

発生年月日及び時刻		復旧年月日及び時刻	
発生場所			
事故の原因となった特定地上基幹放送局等設備の概要			
発生状況			
措置模様			
発生原因			
再発防止策			
利用者対応状況			

[注1 同左]

注2 「事故の原因となった特定地上基幹放送局等設備の概要」の欄は、当該設備の名称等を記載し、当該設備の役割が分かる設備構成図等を添付すること。

[注3～注8 同左]

別表第二十六号 (第124条関係)

重大な事故報告書(詳細)

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号
免許番号

放送法第122条の規定に基づき、重大な事故報告書を提出します。

発生日月及び時刻	復旧年月日及び時刻
発生場所	
事故の原因となつた基幹放送局設備等の概要	
発生状況	
措置模様	
発生原因	
再発防止策	
利用者対応状況	

【注1 略】

注2 「事故の原因となつた基幹放送局設備等の概要」の欄は、基幹放送局設備の名称等を記載し、当該基幹放送局設備の役割が分かる設備構成図等を添付すること。なお、人為要因が原因となつた場合は、当該基幹放送局設備の名称等に加えて、原因となつた組織の名称等を記載し、当該組織の役割が分かる体制図等を添付すること。

【注3～注8 略】

別表第二十七号 (第126条関係)

1 放送法第115条第1項に基づく立入検査 (表)

【表略】

(裏)

放送法抜粋

第115条 総務大臣は、第111条第1項、第113条第1項及び前条第1項の規定の施行に必要な限度において、認定基幹放送事業者に対し、基幹放送設備等の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、基幹放送設備を設置する場所に立ち入り、当該基幹放送設備を検査させることができる。

2 (略)

別表第二十六号 (第124条関係)

重大な事故報告書(詳細)

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号
免許番号

放送法第122条の規定に基づき、重大な事故報告書を提出します。

発生日月及び時刻	復旧年月日及び時刻
発生場所	
事故の原因となつた基幹放送局設備の概要	
発生状況	
措置模様	
発生原因	
再発防止策	
利用者対応状況	

【注1 同左】

注2 「事故の原因となつた基幹放送局設備の概要」の欄は、当該設備の名称等を記載し、当該設備の役割が分かる設備構成図等を添付すること。

【注3～注8 同左】

別表第二十七号 (第126条関係)

1 放送法第115条第1項に基づく立入検査 (表)

【表同左】

(裏)

放送法抜粋

第115条 総務大臣は、第111条第1項、第113条第1項及び前条第1項の規定の施行に必要な限度において、認定基幹放送事業者に対し、基幹放送設備の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該基幹放送設備を設置する場所に立ち入り、当該基幹放送設備を検査させることができる。

2 (略)

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第188条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

二 第115条第1項若しくは第2項、第124条第1項、第139条第1項又は第145条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

【注 略】

2 放送法第115条第2項に基づく立入検査

(表)

【表略】

放送法抜粋

第115条 (略)

2 総務大臣は、第112条、第113条第2項及び前条第2項の規定の施行に必要な限度において、特定地上基幹放送事業者に対し、特定地上基幹放送局等設備等の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定地上基幹放送局等設備を設置する場所に立ち入り、当該特定地上基幹放送局等設備を検査させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第188条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

二 第115条第1項若しくは第2項、第124条第1項、第139条第1項又は第145条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

【注 略】

3 放送法第124条第1項に基づく立入検査

(表)

【表略】

放送法抜粋

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第188条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

二 第115条第1項若しくは第2項、第124条第1項、第139条第1項又は第145条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

【注 同左】

2 放送法第115条第2項に基づく立入検査

(表)

【表同左】

放送法抜粋

第115条 (略)

2 総務大臣は、第112条、第113条第2項及び前条第2項の規定の施行に必要な限度において、特定地上基幹放送事業者に対し、特定地上基幹放送局等設備の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該特定地上基幹放送局等設備を設置する場所に立ち入り、当該特定地上基幹放送局等設備を検査させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第188条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

二 第115条第1項若しくは第2項、第124条第1項、第139条第1項又は第145条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

【注 同左】

3 放送法第124条第1項に基づく立入検査

(表)

【表同左】

放送法抜粋

第124条 総務大臣は、前3条の規定の施行に必要な限度において、基幹放送局提供事業者に対し、基幹放送局設備の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、基幹放送局設備を設置する場所に立ち入り、当該基幹放送局設備を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第188条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

二 第115条第1項若しくは第2項、第124条第1項、第139条第1項又は第145条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

別表第二十八号 (第127条関係)

基幹放送設備等の状況報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所 (ふりがな)
氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

放送法施行規則第127条の規定により、年4月1日から 年3月31日までの基幹放送設備等の状況を、次のとおり報告します。

発生年月日 (発生時刻)	復旧年月日 (復旧時刻)	発生区分	発生原因	故障設備	措置模様	備考
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> サイバー事案 <input type="checkbox"/> その他				
		<input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> 人為要因				
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> サイバー事案				
		<input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> 人為要因				

第124条 総務大臣は、前3条の規定の施行に必要な限度において、基幹放送局提供事業者に対し、基幹放送局設備の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該基幹放送局設備を設置する場所に立ち入り、当該基幹放送局設備を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第188条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

二 第115条第1項若しくは第2項、第124条第1項、第139条第1項又は第145条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

別表第二十八号 (第127条関係)

基幹放送設備の状況報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所 (ふりがな)
氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

放送法施行規則第127条の規定により、年4月1日から 年3月31日までの基幹放送設備の状況を、次のとおり報告します。

発生年月日 (発生時刻)	復旧年月日 (復旧時刻)	発生区分	発生原因	故障設備	措置模様	備考
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> サイバー事案 <input type="checkbox"/> その他				
		<input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> 人為要因				
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> サイバー事案				
		<input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> その他				

		<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 回線障害						
		<input type="checkbox"/> 設備故障	<input type="checkbox"/> 停電						
		<input type="checkbox"/> 自然災害	<input type="checkbox"/> 人為要因						
		<input type="checkbox"/> サイバー事案	<input type="checkbox"/> 人為要因						
		<input type="checkbox"/> その他							
		<input type="checkbox"/> 設備故障	<input type="checkbox"/> 回線障害						
		<input type="checkbox"/> 自然災害	<input type="checkbox"/> 停電						
		<input type="checkbox"/> サイバー事案	<input type="checkbox"/> 人為要因						
		<input type="checkbox"/> その他							
		<input type="checkbox"/> 設備故障	<input type="checkbox"/> 回線障害						
		<input type="checkbox"/> 自然災害	<input type="checkbox"/> 停電						
		<input type="checkbox"/> サイバー事案	<input type="checkbox"/> 人為要因						
		<input type="checkbox"/> その他							

【注1～注7 略】
別表第二十九号 (第127条関係)

特定地上基幹放送局等設備等の状況報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所 (ふりがな)
氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号
免許番号 (親局の免許番号を記載すること。)

放送法施行規則第127条の規定により、年4月1日から 年3月31日までの特定地上基幹放送局等設備等の状況を、次のとおり報告します。

発生年月日 (発生時刻)	復旧年月日 (復旧時刻)	発生区分	発生原因	故障設備	措置模様	影響があった放送局	備考
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> サイバー事案 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> 人為要因				
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> サイバー事案 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 停電				

		<input type="checkbox"/> 自然災害	<input type="checkbox"/> 停電						
		<input type="checkbox"/> サイバー事案	<input type="checkbox"/> その他						
		<input type="checkbox"/> 設備故障	<input type="checkbox"/> 回線障害						
		<input type="checkbox"/> 自然災害	<input type="checkbox"/> 停電						
		<input type="checkbox"/> サイバー事案	<input type="checkbox"/> その他						
		<input type="checkbox"/> 設備故障	<input type="checkbox"/> 回線障害						
		<input type="checkbox"/> 自然災害	<input type="checkbox"/> 停電						
		<input type="checkbox"/> サイバー事案	<input type="checkbox"/> その他						

【注1～注7 同左】
別表第二十九号 (第127条関係)

特定地上基幹放送局等設備の状況報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所 (ふりがな)
氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号
免許番号 (親局の免許番号を記載すること。)

放送法施行規則第127条の規定により、年4月1日から 年3月31日までの特定地上基幹放送局等設備の状況を、次のとおり報告します。

発生年月日 (発生時刻)	復旧年月日 (復旧時刻)	発生区分	発生原因	故障設備	措置模様	影響があった放送局	備考
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> サイバー事案 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> その他				
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> サイバー事案 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 停電				

		<input type="checkbox"/> サイバー事案	<input type="checkbox"/> 人為要因						
		<input type="checkbox"/> その他							
		<input type="checkbox"/> 設備故障	<input type="checkbox"/> 回線障害						
		<input type="checkbox"/> 自然災害	<input type="checkbox"/> 停電						
		<input type="checkbox"/> サイバー事案	<input type="checkbox"/> 人為要因						
		<input type="checkbox"/> その他							
		<input type="checkbox"/> 設備故障	<input type="checkbox"/> 回線障害						
		<input type="checkbox"/> 自然災害	<input type="checkbox"/> 停電						
		<input type="checkbox"/> サイバー事案	<input type="checkbox"/> 人為要因						
		<input type="checkbox"/> その他							
		<input type="checkbox"/> 設備故障	<input type="checkbox"/> 回線障害						
		<input type="checkbox"/> 自然災害	<input type="checkbox"/> 停電						
		<input type="checkbox"/> サイバー事案	<input type="checkbox"/> 人為要因						
		<input type="checkbox"/> その他							

[注1～注8 略]
別表第三十号 (第127条関係)

基幹放送局設備等の状況報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号
免許番号 (親局の免許番号を記載すること。)

放送法施行規則第127条の規定により、年4月1日から 年3月31日までの基幹放送局設備等の状況を、次のとおり報告します。

発生年月日 (発生時刻)	復旧年月日 (復旧時刻)	発生区分 <input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> サイバー事案 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> 人為要因	発生原因	故障設備	措置模様	影響があつた下位の放送局	備考
		<input type="checkbox"/> 設備故障	<input type="checkbox"/> 回線障害					
		<input type="checkbox"/> 自然災害	<input type="checkbox"/> 停電					
		<input type="checkbox"/> サイバー事案	<input type="checkbox"/> 人為要因					
		<input type="checkbox"/> その他						
		<input type="checkbox"/> 設備故障	<input type="checkbox"/> 回線障害					

		<input type="checkbox"/> 設備故障	<input type="checkbox"/> 回線障害					
		<input type="checkbox"/> 自然災害	<input type="checkbox"/> 停電					
		<input type="checkbox"/> サイバー事案	<input type="checkbox"/> その他					
		<input type="checkbox"/> 設備故障	<input type="checkbox"/> 回線障害					
		<input type="checkbox"/> 自然災害	<input type="checkbox"/> 停電					
		<input type="checkbox"/> サイバー事案	<input type="checkbox"/> その他					
		<input type="checkbox"/> 設備故障	<input type="checkbox"/> 回線障害					
		<input type="checkbox"/> 自然災害	<input type="checkbox"/> 停電					
		<input type="checkbox"/> サイバー事案	<input type="checkbox"/> その他					

[注1～注8 同左]
別表第三十号 (第127条関係)

基幹放送局設備の状況報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号
免許番号 (親局の免許番号を記載すること。)

放送法施行規則第127条の規定により、年4月1日から 年3月31日までの基幹放送局設備の状況を、次のとおり報告します。

発生年月日 (発生時刻)	復旧年月日 (復旧時刻)	発生区分 <input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> サイバー事案 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 停電	発生原因	故障設備	措置模様	影響があつた下位の放送局	備考
		<input type="checkbox"/> 設備故障	<input type="checkbox"/> 回線障害					
		<input type="checkbox"/> 自然災害	<input type="checkbox"/> 停電					
		<input type="checkbox"/> サイバー事案	<input type="checkbox"/> その他					
		<input type="checkbox"/> 設備故障	<input type="checkbox"/> 回線障害					
		<input type="checkbox"/> 自然災害	<input type="checkbox"/> 停電					

	<input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> サイバー事案 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> 人為要因					
	<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> サイバー事案 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> 人為要因					
	<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> サイバー事案 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> 人為要因					
	<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> サイバー事案 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> 人為要因					

【注1～注8 略】

別表第四十七号 (第158条関係)

(表)

【表略】

(裏)

放送法抜粋

第139条 総務大臣は、前3条の規定の施行に必要な限度において、登録一般放送事業者に対し、第126条第1項の登録に係る電気通信設備の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該電気通信設備を設置する場所に立ち入り、当該電気通信設備を検査させることができる。

2 前項の規定により立ち入る検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立ち入る検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第188条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

二 第115条第1項若しくは第2項、第124条第1項、第139条第1項又は第145条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

【注 略】

別表第五十二の一号 (第171条関係)

(表)

	<input type="checkbox"/> サイバー事案 <input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> サイバー事案	<input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 停電					
	<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> サイバー事案 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> 人為要因					
	<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> サイバー事案 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> 人為要因					
	<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> サイバー事案 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> 人為要因					

【注1～注8 同左】

別表第四十七号 (第158条関係)

(表)

【表同左】

(裏)

放送法抜粋

第139条 総務大臣は、前3条の規定の施行に必要な限度において、登録一般放送事業者に対し、第126条第1項の登録に係る電気通信設備の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該電気通信設備を設置する場所に立ち入り、当該電気通信設備を検査させることができる。

2 前項の規定により立ち入る検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立ち入る検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第188条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

二 第115条第1項若しくは第2項、第124条第1項、第139条第1項又は第145条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

【注 同左】

別表第五十二の一号 (第171条関係)

(表)

【表略】

(裏)

放送法抜粋

第145条 (略)
2・3 (略)

4 総務大臣は、第1項の規定の施行に必要な限度において、一般放送事業者に対し、その業務の状況に関し報告を求め、又はその職員に、一般放送事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

6 第4項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第188条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

二 第115条第1項若しくは第2項、第124条第1項、第139条第1項又は第145条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

【注 略】

別表第五十二の二号 (第171条関係)

(表)

【表略】

(裏)

放送法抜粋

第145条 一般放送事業者(有線電気通信設備を用いて一般放送の業務を行う者)に限る。第4項において同じ。)は、その設置に関し必要とされる道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項若しくは第3項(同法第91条第2項において準用する場合を含む。)の許可その他法令に基づき処分を受けないで設置されている有線電気通信設備又は所有者等の承諾を得ないで他人の土地若しくは電柱その他の工作物に設置されている有線電気通信設備を用いて一般放送をしてはならない。

2 総務大臣(小規模施設特定有線一般放送事業者に係るものにあつては、第133条第1項の規定による届出を受けた都道府県知事。次項及び第4項、第174条並びに第175条において同じ。)は、前項の規定の違反に係る有線電気通信設備の設置の状況等について、道路管理者(道路法第18条第1項に規定する道路管理者をいう。その他の関係行政機関及びその他の関係者から資料の提供その他の協力を求めることができる。

【表同左】

(裏)

放送法抜粋

第145条 (略)
2・3 (略)

4 総務大臣は、第1項の規定の施行に必要な限度において、一般放送事業者に対し、その業務の状況に関し報告を求め、又はその職員に、一般放送事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

6 第4項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第188条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

二 第115条第1項若しくは第2項、第124条第1項、第139条第1項又は第145条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

【注 同左】

別表第五十二の二号 (第171条関係)

(表)

【表同左】

(裏)

放送法抜粋

第145条 一般放送事業者(有線電気通信設備を用いて一般放送の業務を行う者)に限る。第4項において同じ。)は、その設置に関し必要とされる道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項若しくは第3項(同法第91条第2項において準用する場合を含む。)の許可その他法令に基づき処分を受けないで設置されている有線電気通信設備又は所有者等の承諾を得ないで他人の土地若しくは電柱その他の工作物に設置されている有線電気通信設備を用いて一般放送をしてはならない。

2 総務大臣(小規模施設特定有線一般放送事業者に係るものにあつては、第133条第1項の規定による届出を受けた都道府県知事。次項及び第4項、第174条並びに第175条において同じ。)は、前項の規定の違反に係る有線電気通信設備の設置の状況等について、道路管理者(道路法第18条第1項に規定する道路管理者をいう。その他の関係行政機関及びその他の関係者から資料の提供その他の協力を求めることができる。

3 総務大臣は、第1項の規定に違反する行為であつて道路法の違反に係るものについて第174条の規定による処分を行おうとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通知するものとする。この場合において、国土交通大臣は、総務大臣に対し、当該道路法の違反に関する意見を述べることができる。

4 総務大臣は、第1項の規定の施行に必要な限度において、一般放送事業者に対し、その業務の状況に関し報告を求め、又はその職員に、一般放送事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

6 第4項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第188条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第115条第1項若しくは第2項、第124条第1項、第139条第1項又は第145条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三・四 (略)

【注 略】

別表第六十号 (第187条関係)

認定放送持株会社認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号
法人番号
(注 1)

認定放送持株会社の認定を受けたいので、放送法第159条第3項の規定により申請します。
1 申請対象会社に関する事項

【表略】

【(注1) 略】

(注2) 次に掲げる様式により記載すること。

3 総務大臣は、第1項の規定に違反する行為であつて道路法の違反に係るものについて第174条の規定による処分を行おうとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通知するものとする。この場合において、国土交通大臣は、総務大臣に対し、当該道路法の違反に関する意見を述べることができる。

4 総務大臣は、第1項の規定の施行に必要な限度において、一般放送事業者に対し、その業務の状況に関し報告を求め、又はその職員に、一般放送事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

6 第4項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第188条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第115条第1項若しくは第2項、第124条第1項、第139条第1項又は第145条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三・四 (略)

【注 同左】

別表第六十号 (第187条関係)

認定放送持株会社認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号
法人番号
(注 1)

認定放送持株会社の認定を受けたいので、放送法第159条第3項の規定により申請します。
1 申請対象会社に関する事項

【表同左】

【(注1) 同左】

(注2) 【同左】

ふりがな 氏名	住所	役名	特定役員への該当の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	日本の国籍の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	備考
------------	----	----	--	---	----

【注1～注5 略】

注6 特定役員が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券（現に有効なものに限る。）の写し）を添付すること。また、登記事項証明書を添付すること。

（注3） 小数点第3位を四捨五入し小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入せず、割合が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること）。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

ア 議決権の総数

発行済株式	区分		株式数(株)	議決権の数(個)
	無議決権株式(A)	議決権制限株式(B)		
完全議決権株式	自己保有株式(C)			
	相互保有株式(D)			
	申請者(子会社を含む。)における株主の相互保有対象議決権の総数の四分の一以上の保有の有無			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	特定外国株式等(E)			
	その他(F)			
単元未満株式(G)				
総数(H)				
備考		1単元の株式数		

【注1～注4 略】

注5 (D)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式（以下この別表において「相互保有株式」という。）について、申請者（子会社を含む。）における株主の同項に定める相互保有対象議決権の総数の四分の一以上の保有の有無を確認し該当する□にシ印を付けた上で、総数を記載すること。

【注6～注9 略】

注10 表に記載の内容を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が

ふりがな 氏名	住所	役名	担当部門	特定役員への該当の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	日本の国籍の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	備考
------------	----	----	------	--	---	----

【注1～注5 同左】

注6 特定役員が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券（有効期間満了前のものに限る。）の写し）を添付すること。また、登記事項証明書を添付すること。

（注3） 【同左】

ア

【同左】

発行済株式	区分		株式数(株)	議決権の数(個)
	無議決権株式(A)	議決権制限株式(B)		
完全議決権株式	自己保有株式(C)			
	相互保有株式(D)			
	申請者(子会社を含む。)における株主の相互保有対象議決権の総数の四分の一以上の保有の有無			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	特定外国株式等(E)			
	その他(F)			
単元未満株式(G)				
総数(H)				
備考		1単元の株式数		

【注1～注4 同左】

注5 (D)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式（以下この別表において「相互保有株式」という。）について、総数を記載すること。

【注6～注9 同左】

注10 表に記載の内容を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が

<p>分かる資料) を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書を添付すること。</p> <p>ノ 議決権割合に関する事項 [注11・注12 略] [表略] [注1～注10 略]</p> <p>注11 (0) 及び(0)を証する書類 (例：株式分布状況表、株主名簿 (全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料) を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書を添付すること。</p> <p>〔(注4)～(注7) 略〕</p> <p>〔2～6 略〕</p> <p>7 役員に関する事項 [表略]</p> <p>〔(注1)～(注3) 略〕</p> <p>(注4) 兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なもの (代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員が一の法人又は団体の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員の地位を兼ねる場合及び複数の特定役員が一の法人又は団体の特定役員の地位を兼ねる場合における当該一の法人又は団体に係るものを含む。) を(注3)に準じて記載すること</p> <p>〔(注5)・(注6) 略〕</p> <p>[注 略]</p> <p>(別紙) [1～3 略]</p> <p>[注 略]</p>	<p>分かる資料) を添付すること。</p> <p>〔注11・注12 同左〕</p> <p>ノ 外資議決権比率に関する事項 [表同左] [注1～注10 同左]</p> <p>注11 (0) 及び(0)を証する書類 (例：株式分布状況表、株主名簿 (全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料) を添付すること。</p> <p>〔(注4)～(注7) 同左〕</p> <p>〔2～6 同左〕</p> <p>7 役員に関する事項 [表同左]</p> <p>〔(注1)～(注3) 同左〕</p> <p>(注4) 兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを(注3)に準じて記載すること。</p> <p>〔(注5)・(注6) 同左〕</p> <p>[注 同左]</p> <p>(別紙) [1～3 同左]</p> <p>[注 同左]</p>
---	---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（基幹放送局の開設の根本的基準の一部改正）

第二条 基幹放送局の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(国内放送を行う基幹放送局)</p> <p>第三条 国内放送（地上基幹放送に限る。以下同じ。）を行う基幹放送局は、次の各号（受信障害対策中継放送を行う基幹放送局にあつては、第一号及び第二号）の条件を満たすほか、当該基幹放送局が特定地上基幹放送局の場合にあつては、電波法第七条第二項第四号ハの規定により、特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局の場合にあつては、当該地上基幹放送局を用いて地上基幹放送の業務を行おうとする者が、同項第五号又は第六号ロの規定により、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十一条第一項の基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であることに適合しなければならない。</p> <p>〔一〇六 略〕</p> <p>〔2・3 略〕</p>	<p>(国内放送を行う基幹放送局)</p> <p>第三条 国内放送（地上基幹放送に限る。以下同じ。）を行う基幹放送局は、次の各号（受信障害対策中継放送を行う基幹放送局にあつては、第一号及び第二号）の条件を満たすほか、当該基幹放送局が特定地上基幹放送局の場合にあつては、電波法第七条第二項第四号ハの規定により、特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局の場合にあつては、当該地上基幹放送局を用いて地上基幹放送の業務を行おうとする者が、同項第五号の規定により、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十一条第一項の基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であることに適合しなければならない。</p> <p>〔一〇六 同上〕</p> <p>〔2・3 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

（基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部改正）

第三条 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成二十七年総務省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

(定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

「一〇三十七 略」

三十八 認定特定放送番組同一化実施方針 法第十六条の五第四項に規定する認定特定放送番組同一化実施方針をいう。

(認定特定放送番組同一化実施方針に従って特例役員兼任関係を有する場合の特例)

第十条 一の法人又は団体が認定特定放送番組同一化実施方針を提出した国内基幹放送事業者（その国内基幹放送の業務に係る放送対象地域が法第十六条の三第一項に規定する指定放送対象地域であるものに限る。）に対して当該認定特定放送番組同一化実施方針に従って特例役員兼任関係を有する場合における当該一の法人又は団体を第二条第十七号に規定する一の者とする申請者等に対する前二条の規定の適用については、当該特例役員兼任関係は、支配関係に該当しないものとみなす。

〔2 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

(定義)

第二条 「同上」

「一〇三十七 同上」

三十八 認定経営基盤強化計画 法第十六条の五第四項に規定する認定経営基盤強化計画をいう。

(認定経営基盤強化計画に従って特例役員兼任関係を有する場合の特例)

第十条 一の法人又は団体が認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者（その国内基幹放送の業務に係る放送対象地域が法第十六条の三第一項に規定する指定放送対象地域であるものに限る。）に対して当該認定経営基盤強化計画に従って特例役員兼任関係を有する場合における当該一の法人又は団体を第二条第十七号に規定する一の者とする申請者等に対する前二条の規定の適用については、当該特例役員兼任関係は、支配関係に該当しないものとみなす。

〔2 同上〕

(電波法施行規則の一部改正)

第四条 電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、これを加える。

(公示する期間内に申請することを要しない無線局)
第六条の四 「略」

一 日本放送協会又は放送大学学園法(平成十四年法律第五十六号)第三条に規定する放送大学学園(以下単に「放送大学学園」という。)の基幹放送局(基幹放送を行う実用化試験局を含む。第七条、第八条及び第四十一条の二の六を除き、以下同じ。)であつて、中継地上基幹放送局(放送法第二十条第一項第一号に規定する中継地上基幹放送局をいう。以下この条において同じ。)以外のもの
〔二〇六 略〕

七 中継地上基幹放送局(第二号及び前三号に掲げるもの並びに総務大臣が別に告示するもの(再免許の申請に係るものを除く。))を除く。

〔八〇十 略〕

(適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとする基準)

第六条の四の二 法第七条第二項第七号ハの適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

〔一〇五 略〕

(許可を要しない工事設計の変更等)

第十条 「略」

〔2 略〕

3 法第九条第四項及び第十七条第一項の規定により変更の許可を要しない基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の軽微な変更及び当該電気通信設備の運用(当該電気通信設備を放送法百十一条第一項又は第二百二十一条第一項(特定地上基幹放送局を用いて行われる地上基幹放送にあつては、同法百十一条第一項及び第二百二十一条第一項)の基準のうち技術基準(同法百十一条第二項及び第二百二十一条第二項に係るものに限る。))に適合させ、当該電気通信設備に起因する放送の停止その他の重大な事故のうち人為によるものを生じさせないようにして行う運用(当該電気通信設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託する場合における委託先にあつては、当該一部を構成する設備に係る運用に限る。))をいう。以下「設備等維持業務」という。)を他人に委託する場合における当該電気通信設備の軽微な変更は、別表第一号の四のとおりとする。

4 法第九条第五項第二号及び第十七条第二項第二号の総務省令で定める特に軽微な変更は、設備等維持業務の委託先の名称の変更の場合(委託先を変更する場合を除く。))とする。

(公表する免許状記載事項等)

第十一条 「略」

〔一・二 略〕

二の二 地上基幹放送の業務の用に供する無線局に係る基幹放送事業者の個人の氏名(法人又は団体の名称の一部として用いられているものを除く。))

(公示する期間内に申請することを要しない無線局)
第六条の四 「同上」

一 日本放送協会又は放送大学学園法(平成十四年法律第五十六号)第三条に規定する放送大学学園(以下単に「放送大学学園」という。)の基幹放送局(基幹放送を行う実用化試験局を含む。第七条、第八条及び第四十一条の二の六を除き、以下同じ。)であつて、他の基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行うもの以外のもの
〔二〇六 同上〕

七 同一人に属する他の基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う基幹放送局(第二号及び前三号に掲げるもの並びに総務大臣が別に告示するもの(再免許の申請に係るものを除く。))を除く。

〔八〇十 同上〕

(適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとする基準)

第六条の四の二 法第七条第二項第六号ハの適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

〔一〇五 略〕

(許可を要しない工事設計の変更等)

第十条 「同上」

〔2 同上〕

3 法第九条第四項及び第十七条第一項の規定により変更の許可を要しない基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の軽微な変更は、別表第一号の四のとおりとする。

〔新設〕

(公表する免許状記載事項等)

第十一条 「同上」

〔一・二 同上〕

二の二 地上基幹放送の業務の用に供する無線局に係る認定基幹放送事業者の個人の氏名(法人又は団体の名称の一部として用いられているものを除く。))

<p>〔三 略〕 〔2〕8 略〕</p> <p>第四十二条の七 法第八十条の二の規定による報告は、別表第五号の四の様式により作成し、毎事業年度経過後三月以内に、当該様式による報告書一通及びその写し二通を当該報告を行う基幹放送局の免許人の放送対象地域を管轄する総合通信局長を経由して総務大臣に提出して行わなければならない。ただし、当該免許人の放送対象地域が二以上の総合通信局の管轄区域にわたる場合は、住所を管轄する総合通信局長を経由して総務大臣に提出して行わなければならない。</p> <p>（事業計画の変更等）</p> <p>第四十三条の二 基幹放送局の免許人は、法第九条第五項又は第十七条第二項の規定により法第六条第二項第四号に規定する事業計画の変更を届け出るときは、別表第五号の六の様式により作成し、当該様式による届出書一通及びその写し一通を放送対象地域を管轄する総合通信局長を経由して総務大臣に提出して行わなければならない。ただし、放送対象地域が二以上の総合通信局の管轄区域にわたる場合は、住所を管轄する総合通信局長を経由して総務大臣に提出して行わなければならない。</p> <p>〔2〕4 略〕</p> <p>5 基幹放送局の免許人は、基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力に変更があつたときは、免許規則第四条第二項に定める無線局事項書の様式に変更後の現状を記載し、変更箇所を捺印を付し、余白に変更年月日を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。</p> <p>6 前項の規定により届け出なければならないとされる基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力について、次に掲げる場合には、基幹放送局の免許人は、同項の規定にかかわらず、その届出をすることを要しない。</p> <p>一 免許規則第十二条第一項第三号の規定により無線局事項書を総務大臣に提出した場合（当該無線局事項書に基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力の変更後の現状を記載した場合に限る。）</p> <p>二 設備等維持業務を確実に実施することができる体制のうち、組織全体の連絡系統に変更を来さない変更の場合</p> <p>三 設備等維持業務を確実に実施するために整備している規程のうち、規程の概要に変更がない変更の場合</p> <p>四 設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者の変更の場合</p> <p>五 設備等維持業務に従事する者の氏名及び略歴を記載した場合における当該氏名及び略歴の変更その他特に軽微な変更であると認められるもの</p> <p>別表第一号の四 許可を要しない電気通信設備の軽微な事項（第10条第3項関係） 変更の許可を要しない基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の軽微な変更及び設備等維持業務を他人に委託する場合における電気通信設備の軽微な変更は、次に掲げる電気通信設備に係る変更とする。</p>	<p>〔三 同上〕 〔2〕8 同上〕</p> <p>第四十二条の七 法第八十条の二の規定による報告は、別表第五号の四の様式により作成し、毎事業年度経過後三月以内に、当該様式による報告書一通及びその写し二通を当該報告を行う基幹放送局の免許人の放送対象地域を管轄する総合通信局長を経由して総務大臣に提出して行わなければならない。</p> <p>（事業計画の変更等）</p> <p>第四十三条の二 基幹放送局の免許人は、法第九条第五項又は第十七条第二項の規定により法第六条第二項第四号に規定する事業計画の変更を届け出るときは、別表第五号の六の様式によつて行うものとする。</p> <p>〔2〕4 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>
<p>電気通信設備</p>	<p>適用の条件</p>

<p>〔三 同上〕 〔2〕8 同上〕</p> <p>第四十二条の七 法第八十条の二の規定による報告は、別表第五号の四の様式により作成し、毎事業年度経過後三月以内に、当該様式による報告書一通及びその写し二通を当該報告を行う基幹放送局の免許人の放送対象地域を管轄する総合通信局長を経由して総務大臣に提出して行わなければならない。</p> <p>（事業計画の変更等）</p> <p>第四十三条の二 基幹放送局の免許人は、法第九条第五項又は第十七条第二項の規定により法第六条第二項第四号に規定する事業計画の変更を届け出るときは、別表第五号の六の様式によつて行うものとする。</p> <p>〔2〕4 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>〔同左〕</p>
<p>電気通信設備</p>	<p>適用の条件</p>

<p>基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の一部を構成する設備</p>	<p>次に掲げる条件に適合する場合に限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基幹放送の品質が適正であるようにすることを確保するために準拠する送信の標準方式に係る変更を伴わないこと。 2 予備の装置の追加その他の当該電気通信設備が放送法施行規則第四章第五節第一款に定める技術基準に引き続き適合することが明らかな変更であること。 <p>次に掲げる条件のいずれかに適合する場合に限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 設備等維持業務の委託を解除し、当該設備等維持業務を基幹放送局の免許人自ら行う場合の変更であること。 2 設備等維持業務の委託先に変更がない場合であつて、当該設備等維持業務を委託する電気通信設備の範囲を縮小する変更であること。 3 予備の装置を追加する場合であつて、当該装置の設備等維持業務の委託先が主装置の設備等維持業務と同じ場合の変更であること。 4 委託して行わせる設備等維持業務の範囲の変更であること。 	<p>電気通信設備の現用機器の機能を代替することができ予備の機器に対し電力供給するための電源設備</p> <p>当該電気通信設備の性能を低下させない変更であること。</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>		

(無線局免許手続規則の一部改正)

第五条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(工事設計等の変更の申請及び届出)
 第十二条 次の各号に該当する場合は、申請書又は届出書に第四条第二項の表の上欄に掲げる無線局の区分に従い、同表の下欄に掲げる無線局事項書又は工事設計書を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

「一・二 略」

三 法第九条第四項の規定により無線局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域若しくは無線設備の設置場所の変更、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備(無線設備を除く。)の運用(当該電気通信設備を放送法第二百一十一条第一項(特定地上基幹放送局を用いて行われる地上基幹放送にあつては、同法第二百一十一条第一項及び第二百一十一条第一項)の基準のうち技術基準(同法第一百一十一条第二項及び第二百一十一条第二項に係るものに限る。)に適合させ、当該電気通信設備に起因する放送の停止その他の重大な事故のうち人為によるものを生じさせないように行う運用(当該電気通信設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託する場合における委託先にあつては、当該一部を構成する設備に係る運用に限る。)をいう。以下「設備等維持業務」という。)を他人に委託しようとする場合における当該電気通信設備の変更又は設備等維持業務の委託先の氏名若しくは名称の変更の許可を受けようとする場合

四 法第九条第五項の規定により届出をしようとする場合(事業計画の変更の届出をしようとする場合を除く。)

「五 略」

「2 略」

3 基幹放送局に係る第一項各号に掲げる場合(事業収支見積りの変更の届出をしようとする場合を除く。)において、その変更により当該基幹放送局の事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときは、第四条第二項に規定する様式に準じて記載した事業計画又は事業収支見積りを添付するものとする。ただし、協会及び学園の基幹放送局の場合は、事業収支見積りの提出を省略することができる。

「4・5 略」

(記載事項の省略)

第十五条 「略」

「2 略」

3 法第六条第一項第十号に規定する代表者の氏名又は名称及び法第五条第一項第一号から第三号までに掲げる者により占められる役員割合並びに外国人等直接保有議決権割合は、同一人が開設する無線局である場合においては、一の無線局についてのみ記載し、他の無線局については、当該一の無線局の記載事項と同一である旨を記載して、その記載を省略することができる。

4 法第六条第二項に規定する事業計画及び事業収支見積(協会及び学園の基幹放送局に係るものを除く。)並びに特定役員の名氏又は名称、外国人等直接保有議決権割合及び外国人等

(工事設計等の変更の申請及び届出)
 第十二条 「同上」

「一・二 同上」

三 法第九条第四項の規定により無線局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域若しくは無線設備の設置場所の変更又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可を受けようとする場合

四 法第九条第五項の規定により届出をしようとする場合

「五 同上」

「2 同上」

3 基幹放送局に係る第一項各号に掲げる場合において、その変更により当該基幹放送局の事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときは、第四条第二項に規定する様式に準じて記載した事業計画又は事業収支見積りを添付するものとする。ただし、協会及び学園の基幹放送局の場合は、事業収支見積りの提出を省略することができる。

「4・5 同上」

(記載事項の省略)

第十五条 「同上」

「2 同上」

「新設」

「新設」

保有議決権割合は、同一人が開設する基幹放送局である場合においては、一の基幹放送局についてのみ記載し、他の基幹放送局については、当該一の基幹放送局の記載事項と同一であることを記載して、その記載を省略することができる。

5 法第六条第二項に規定する放送区域、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備（無線設備を除く。以下同じ。）の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要及び当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称は、同一人が開設する基幹放送局であつて、その無線設備の設置場所（人工衛星に開設するものにあつては、申請者の住所とする。）が同一の総合通信局の管轄区域内にあり、かつ、放送区域、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要又は当該設備等維持業務の委託先の氏名若しくは名称の全部又は一部が同一である場合においては、一の基幹放送局についてのみ全部を記載し、他の基幹放送局については、当該一の基幹放送局の記載事項と同一の部分について、その旨を記載して、その全部又は一部の記載を省略することができる。

6 法第六条第二項に規定する放送区域、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要又は当該設備等維持業務の委託先の氏名若しくは名称は、超短波多重放送を行う基幹放送局の場合においては、その基幹放送局が無線設備を共用する超短波放送を行う基幹放送局の記載事項と同一であることを記載して、その記載を省略することができる。

(添付書類等)

第十六条の二 [略]

十一 法人又は団体にあつては、法第六条第十項第十号に規定する代表者の氏名又は名称及び法第五条第一項第一号から第三号までに掲げる者により占められる役員との割合並びに外国人等直接保有議決権割合（法第五条第一項各号に掲げる無線局を除く。）

2 前項の場合において、再免許の申請が基幹放送局に関するものであるときは、同項の書類に記載すべき事項は、同項第一号から第四号まで及び第七号から第九号までに掲げる事項並びに次に掲げる事項とする。

〔一〇五 略〕

六 他人の地上基幹放送の業務の用に供する無線局のうち、一の放送系における地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第九十三条第一項の規定により一の認定を受けようとする者の当該業務に用いられる無線局の免許を受けようとする者にあつては、当該認定を受けようとする一の者の氏名又は名称、特定地上基幹放送局の免許を受けて地上基幹放送の業務を行うとする者の当該業務に用いられる無線局の免許を受けようとする者にあつては、当該特定地上基幹放送局の免許を受けようとする一の者の氏名又は名称

七 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要及び当該

3 法第六条第二項に規定する事業計画、事業収支見積り（協会及び学園の基幹放送局に係るものを除く。以下この項において同じ。）、放送区域、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、特定役員の名氏又は名称、外国人等直接保有議決権割合及び外国人等保有議決権割合は、同一人が開設する基幹放送局であつて、その無線設備の設置場所（人工衛星に開設するものにあつては、申請者の住所とする。）が同一の総合通信局の管轄区域内にあり、かつ、事業計画、事業収支見積り、放送区域、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、特定役員の名氏若しくは名称、外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合の内容の全部又は一部が同一である場合においては、一の基幹放送局についてのみ全部を記載し、他の基幹放送局については、当該一の基幹放送局の記載事項と同一の部分について、その旨を記載して、その全部又は一部の記載を省略することができる。

4 法第六条第二項に規定する放送区域又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要は、超短波多重放送を行う基幹放送局の場合においては、その基幹放送局が無線設備を共用する超短波放送を行う基幹放送局の記載事項と同一であることを記載して、その記載を省略することができる。

(添付書類等)

第十六条の二 [同上]

〔一〇十 同上〕

〔新設〕

〔2 同上〕

〔一〇五 同上〕

六 一の放送系における地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第九十三条第一項の規定により一の認定を受けようとする者の当該業務に用いられる無線局の免許を受けようとする者にあつては、当該認定を受けようとする一の者の氏名又は名称

七 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要

設備等維持業務の委託先の氏名又は名称

八 法第六条第二項第九号に規定する特定役員の氏名又は名称、外国人等直接保有議決権割合及び外国人等保有議決権割合

3 前項の場合において、同項第一号に規定する将来の事業計画、同項第四号に規定する放送区域又は同項第七号に規定する基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要又は当該設備等維持業務の委託先の氏名若しくは名称の全部又は一部が現に免許を受けている基幹放送局の事業計画、放送区域、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要又は当該設備等維持業務の委託先の氏名若しくは名称と同一であるときは、その旨を記載して、その全部又は一部の記載を省略することができる。

〔4 略〕

5 第十五条第三項の規定は、基幹放送局以外の無線局の再免許の場合に準用する。

6 第十五条第四項から第六項までの規定は、基幹放送局の再免許の場合に準用する。この場合において、第四項中「事業計画」とあるのは、「事業計画、第十六条の二第二項第五号に規定する事項」と読み替えるものとする。

7 〔略〕

(添付書類の提出の省略)

第十六条の三 地上一般放送局、簡易無線局、構内無線局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、固定局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、船舶局、遭難自動通報局、陸上移動局、航空機局、携帯局、船上通信局、移動局、無線標識局、無線航行移動局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、特定実験試験局、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の再免許を申請しようとする場合であつて、その申請書の添付書類に記載することとなる内容（前条第一項第十一号に規定する事項を除く。）が、現に受けている免許に係る申請書の添付書類の内容（免許の有効期間中に変更があつた場合は、当該変更後のもの）と同一である場合は、同条の規定にかかわらず、第十六条に規定する申請書にその旨を記載して当該申請書に添付する書類の提出を省略することができる。

2 法第五条第二項各号に掲げる無線局以外の無線局（基幹放送局及び地上一般放送局を除く。）の再免許を申請しようとする場合であつて、その申請書の添付書類に記載することとなる内容（前条第一項第十一号に規定する事項に限る。）が、現に受けている免許に係る申請書の添付書類の内容（免許の有効期間中に変更があつた場合は、当該変更後のもの）と同一である場合は、前条の規定にかかわらず、第十六条に規定する申請書にその旨を記載して当該申請書に添付する書類の提出を省略することができる。

(免許の承継の申請)

第二十条の三 〔略〕

2 〔略〕

〔新設〕

3 前項の場合において、同項第一号に規定する将来の事業計画、同項第四号に規定する放送区域又は同項第七号に規定する基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の全部又は一部が現に免許を受けている基幹放送局の事業計画、放送区域又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要と同一であるときは、その旨を記載して、その全部又は一部の記載を省略することができる。

〔4 同上〕

〔新設〕

5 第十五条第三項及び第四項の規定は、基幹放送局の再免許の場合に準用する。この場合において、第三項中「事業計画」とあるのは、「事業計画、第十六条の二第二項第五号に規定する事項」と読み替えるものとする。

〔同上〕

(添付書類の提出の省略)

第十六条の三 地上一般放送局、簡易無線局、構内無線局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、固定局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、船舶局、遭難自動通報局、陸上移動局、航空機局、携帯局、船上通信局、移動局、無線標識局、無線航行移動局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、特定実験試験局、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の再免許を申請しようとする場合であつて、その申請書の添付書類に記載することとなる内容（前条第一項第十一号に規定する事項を除く。）が、現に受けている免許に係る申請書の添付書類の内容（免許の有効期間中に変更があつた場合は、当該変更後のもの）と同一である場合は、前条の規定にかかわらず、第十六条に規定する申請書にその旨を記載して当該申請書に添付する書類の提出を省略することができる。

〔新設〕

(免許の承継の申請)

第二十条の三 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一・二 略〕

三 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要、当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

〔3〕9 略〕

第二十条の三の二 法第二十条第三項、第四項後段（特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行うおととする場合に係る部分に限る。以下この条において同じ。）又は第五項後段（地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者又は特定地上基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局を譲り受ける部分に限る。以下この条において同じ。）（法第二十条第十項において準用する場合を含む。第七項において同じ。）の規定により無線局の免許人の地位の承継（承継したものとみなされる場合を含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

〔一〕五 略〕

2 承継に係る無線局が基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）であるときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部を承継する法人について、前項各号のほか、申請書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一・二 略〕

三 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要、当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

〔3〕8 略〕

第二十条の三の三 法第二十条第四項後段（特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行うおととする場合に係る部分に限る。以下この条において同じ。）又は法第二十条第五項前段（他人の地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務を行う事業を譲り受ける場合に係る部分に限る。以下この条において同じ。）（法第二十条第十項において準用する場合を含む。第六項において同じ。）の規定により、総務大臣の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

〔一〕五 略〕

六 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要、当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

〔2〕7 略〕

〔一・二 同上〕

三 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

〔3〕9 同上〕

第二十条の三の二 法第二十条第三項、第四項後段（特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行うおととする場合に係る部分に限る。以下この条において同じ。）又は第五項後段（地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者が当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局を譲り受ける部分に限る。以下この条において同じ。）（法第二十条第十項において準用する場合を含む。第七項において同じ。）の規定により無線局の免許人の地位の承継（承継したものとみなされる場合を含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

〔一〕五 同上〕

〔2 同上〕

〔一・二 同上〕

三 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

〔3〕8 同上〕

第二十条の三の三 法第二十条第四項後段（特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行うおととする場合に係る部分に限る。以下この条において同じ。）又は法第二十条第五項前段（他の地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務を行う事業を譲り受ける場合に係る部分に限る。以下この条において同じ。）（法第二十条第十項において準用する場合を含む。第六項において同じ。）の規定により、総務大臣の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

〔一〕五 同上〕

六 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

〔2〕7 同上〕

第二十五条 第十二条の規定は、法第十七条の規定による許可の申請若しくは届出(事業計画の変更の届出を除く。)又は法第十九条の規定による指定の変更の申請を行う場合に準用する。

〔2～6 略〕

7 第十五条の二の二第一項及び第二項の規定は、法第十七条の規定による許可の申請若しくは届出(事業計画の変更を除く。)、法第十九条の規定による指定の変更の申請又は施行規則第四十三条第一項、第二項若しくは第三項の規定による届出を行う場合に準用する。

8 前項の規定にかかわらず、同一人に属する二以上の基幹放送局の法第十七条第二項の規定による事業収支見積、特定役員の氏名又は名称、外国人等直接保有議決権割合及び外国人等保有議決権割合の変更の届出は、その届出を同時に行う場合に限り、デジタル放送又はそれ以外の基幹放送の区分(1)及び基幹放送の種類(1)と(デジタル放送を行う場合を除く。)の同時に届出しようとする無線局の種類及び局数並びに(1)の基幹放送局の識別番号及び免許の番号を明示した一の届出書及び当該一の基幹放送局に係る無線局事項書をその届出をする免許人の放送対象地域を管轄する総合通信局長(当該免許人の放送対象地域が二以上の総合通信局の管轄区域にわたる場合には住所を管轄する総合通信局長)に提出する(1)と(1)に同じ(1)と(1)とを併用する。

別表第二号第1 基幹放送局(衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。)の無線局事項書の様式(第4条、第12条関係)(総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

〔1枚目 略〕

2枚目

15 無線局の区別		都道府県一市区町村コード		住所
16 無線設備の設置場所	設置場所番号	設置場所の区別コード	区町村コード	住所
17 無線設備の工事費				
18 認定又は確認を受けよう				
			法人又は団体	

第二十五条 第十二条の規定は、法第十七条の規定による許可の申請若しくは届出又は法第十九条の規定による指定の変更の申請を行う場合に準用する。

〔2～6 同上〕

7 第十五条の二の二第一項及び第二項の規定は、法第十七条の規定による許可の申請若しくは届出(法第十九条の規定による指定の変更の申請又は施行規則第四十三条第一項、第二項若しくは第三項の規定による届出を行う場合に準用する。)

〔新設〕

別表第二号第1 〔同左〕

〔1枚目 同左〕

2枚目

15 無線局の区別		都道府県一市区町村コード		住所
16 無線設備の設置場所	設置場所番号	設置場所の区別コード	区町村コード	住所
17 無線設備の工事費				
18 認定を受けようとする者				
			法人又は団体	

とする者の氏名又は名称	フリガナ
	代表者氏名
	フリガナ
19 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要並びに電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要及び委託先の氏名又は名称	
20 放送法第 2 条第 24 号の基幹放送局設備の範囲	
21 基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力	(別紙) <input type="checkbox"/> (1) 経営形態及び資本又は出資の額 <input type="checkbox"/> (2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法 <input type="checkbox"/> (3) 主たる出資者及びその議決権の数 <input type="checkbox"/> (4) 10 分の 1 を超える議決権を有する者に関する事項 <input type="checkbox"/> (5) 10 分の 1 を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は 3 分の 1 を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項 <input type="checkbox"/> (6) 役員に関する事項 <input type="checkbox"/> (7) 放送番組の編集の基準 <input type="checkbox"/> (8) 放送番組の編集に関する基本計画 <input type="checkbox"/> (9) 週間放送番組の編集に関する事項 <input type="checkbox"/> (10) 放送番組の審議機関に関する事項
22 事業計画等	

の氏名又は名称	フリガナ
	代表者氏名
	フリガナ
19 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要	
20 放送法第 2 条第 24 号の基幹放送局設備の範囲	
21 基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力	(別紙) <input type="checkbox"/> (1) 経営形態及び資本又は出資の額 <input type="checkbox"/> (2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法 <input type="checkbox"/> (3) 主たる出資者及びその議決権の数 <input type="checkbox"/> (4) 10 分の 1 を超える議決権を有する者に関する事項 <input type="checkbox"/> (5) 10 分の 1 を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は 3 分の 1 を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項 <input type="checkbox"/> (6) 役員に関する事項 <input type="checkbox"/> (7) 放送番組の編集の基準 <input type="checkbox"/> (8) 放送番組の編集に関する基本計画 <input type="checkbox"/> (9) 週間放送番組の編集に関する事項 <input type="checkbox"/> (10) 放送番組の審議機関に関する事項
22 事業計画等	

23 備考	<input type="checkbox"/> (11) 放送番組の編集の機構及び審査に関する事項 <input type="checkbox"/> (12) 災害放送に関する事項 <input type="checkbox"/> (13) 試験、研究又は調査の方法及び具体的計画 <input type="checkbox"/> (14) 試験の方法及び具体的計画 <input type="checkbox"/> (15) 放送事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要 <input type="checkbox"/> (16) 将来の事業予定 <input type="checkbox"/> (17) 事業収支見積り <input type="checkbox"/> (18) 放送番組の主たる利用見込者 <input type="checkbox"/> (19) 免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績					
	短 辺 (日本産業規格A列4番)					

[3～6枚目 略]

[注1 略]

区 別	記 載 する 欄	備 考
1 免許の申請の場合	2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 (注1) 12 13 14 15 16 17 18 (注2) 19 20 (注2) 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 (注3) 31 (注3) 32 (注3) 33 34 35 (注4)	(注1) 特定地上基幹放送局等の場合に限る。 (注2) 特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局又は特定地上基幹放送試験局以外の地上基幹放送試験局の場合に限る。 (注3) 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の場合に限る。 (注4) 受信障害対策中継放送若しくはコミュニティ放送を行う地上基幹放送局以外の地上基幹放送局又は地上基幹放送試験局の場合に限る。
2 変更の申	1 (注1) 2 3 4 5 6	(注1) 予備免許中の変更を

23 備考	<input type="checkbox"/> (11) 放送番組の編集の機構及び審査に関する事項 <input type="checkbox"/> (12) 災害放送に関する事項 <input type="checkbox"/> (13) 試験、研究又は調査の方法及び具体的計画 <input type="checkbox"/> (14) 試験の方法及び具体的計画 <input type="checkbox"/> (15) 放送事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要 <input type="checkbox"/> (16) 将来の事業予定 <input type="checkbox"/> (17) 事業収支見積り <input type="checkbox"/> (18) 放送番組の主たる利用見込者 <input type="checkbox"/> (19) 免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績					
	短 辺 (日本産業規格A列4番)					

[3～6枚目 同左]

[注1 同左]

区 別	記 載 する 欄	備 考
1 [同左]	[同左]	[同左]
2 [同左]	[同左]	(注1) 予備免許中の変更を

請又は届出を行う場合	7 12 (注1) 13 14 15 (注2) 24 (注3) 26 (注4) 28 (注5) 30 (注6) 当該変更に係る記載欄	(注2) 16の欄から23の欄までに変更がある場合に限る。 (注3) 25の欄に変更がある場合に限る。 (注4) 27の欄に変更がある場合に限る。 (注5) 29の欄に変更がある場合に限る。 (注6) 31の欄から35の欄までに変更がある場合に限る。
3 再免許の申請の場合	1 2 3 4 5 6 7 10 11 (注1) 12 13 14 15 16 18 (注2) 19 20 (注2) 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 (注3) 31 (注3) 32 (注3) 33 34 35 (注4)	(注1) 特定地上基幹放送局等の場合に限る。 (注2) 特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局又は特定地上基幹放送試験局以外の地上基幹放送試験局の場合に限る。 (注3) 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の場合に限る。 (注4) 受信障害対策中継放送若しくはコミュニティ放送を行う地上基幹放送局以外の地上基幹放送局又は地上基幹放送試験局の場合に限る。

【2～18 略】

19 18の欄は、一の放送系における地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第93条第1項の規定により一の認定を受けようとする者又は同法第105条の2第2項の規定により確認を受けようとする者の氏名又は名称(申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその

3	【同左】	除く。 (注2) 16の欄から23の欄までに変更がある場合に限る。 (注3) 25の欄に変更がある場合に限る。 (注4) 27の欄に変更がある場合に限る。 (注5) 29の欄に変更がある場合に限る。 (注6) 31の欄又は32の欄に変更がある場合に限る。
3	【同左】	【同左】

【2～18 同左】

19 18の欄は、一の放送系における地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第93条第1項の規定により一の認定を受けようとする者の氏名又は名称(申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者の氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けるこ

名称及び代表者の氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。)を記載すること。ただし、移動受信用地上基幹放送の業務の用に供する場合は記載を要しない。

20 19の欄は、次により記載すること。

〔(1)・(2) 略〕

(3) (1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」、「中継回線設備」及び「放送局の送信設備」の放送法第121条第1項(特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、同法第111条第1項及び第121条第1項)の基準のうち技術基準(同法第111条第2項及び第121条第2項に係るものに限る。)への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

〔ア・イ 略〕

(4) (1)の概要図には、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合にあつては、委託先の氏名又は名称、委託して行わせる設備の範囲及び業務の範囲を明確にして付記すること。

(5) [略]

(6) [略]

21 20の欄は、次により記載すること。

(1) 19の欄の概要図で示した設備のうち、地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局設備に該当する設備として、基幹放送局の無線設備及び放送法施行規則第3条第1号に規定する番組送出設備(中継回線設備を含む。)の全部又は一部を記載するとともに、放送法第2条第24号に規定する基幹放送局提供事業者とそれ以外の者との間の分界点を明確にして付記すること。

〔(2) 略〕

22 21の欄は、次により記載すること。

(1) 設備等維持業務を確実に実施することができる体制を記載すること。

(2) 設備等維持業務を確実に実施するために整備している規程について、その名称と概要を記載すること。

(3) 設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者の氏名、略歴等を記載すること。設備等維持業務に従事する者が当該設備等維持業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していることを証する書類を添付すること。

(4) 設備等維持業務を他人に委託する場合には、放送法施行規則第123条の7に規定する措置の内容を記載すること。

(5) [略]

と。)を記載すること。ただし、移動受信用地上基幹放送の業務の用に供する場合は記載を要しない。

20 [同左]

〔(1)・(2) 同左〕

(3) (1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」、「中継回線設備」及び「放送局の送信設備」の放送法第121条第1項(特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、放送法第111条第1項及び第121条第1項)の技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

〔ア・イ 同左〕

〔新設〕

(4) [同左]

(5) [同左]

21 [同左]

(1) 19の欄の概要図で示した設備のうち、地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局設備に該当する設備として、基幹放送局の無線設備及び放送法施行規則第3条第1号に規定する番組送出設備(中継回線設備を含む。)の全部又は一部を記載すること。

〔(2) 同左〕

22 [同左]

(1) 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備について、放送法第121条第1項(特定地上基幹放送局を用いて行われる地上基幹放送にあつては、同法第111条第1項及び第121条第1項)の技術基準に適合するように維持するための運用・保守等の業務(以下この別表において「設備維持業務」という。)を確実に実施することができる体制を記載すること。

〔新設〕

(2) 設備維持業務に従事する者の実務経験等を記載すること。

〔新設〕

(3) [同左]

(4) [同左]

23 [同左]

(6) [略]

23 22の欄は、事業計画等の欄の事項について、次の表の区別に従い、「別紙1」～(9)、(13)～(16)に記載のとおり」のように記載し、(別紙)の該当する□にシ印を付け、別紙を別葉として提出すること。ただし、同表の右欄の注により当該別紙の提出を省略する場合は、「事業計画等の欄の記載は、何基幹放送局に同じ」、「事業計画等の欄の記載は、別紙(7)に記載のとおり、別紙(1)～(6)、(8)～(10)、(13)～(16)については何基幹放送局に同じ」のように23の欄に記載すること。

区別	提出する別紙	備考
1 免許の場合	(1) (注1)(注2)(注5)(注10) (2) (注1)(注2)(注3) (3) (注1)(注2)(注3)(注10) (4) (注1)(注2)(注3)(注10) (5) (注1)(注2)(注3)(注10) (6) (注1)(注2)(注10) (7) (注1)(注3)(注6)(注7) (8) (注1)(注6)(注7)(注10) (9) (注1)(注10)(注12) (10) (注1)(注3)(注6)(注7) (11) (注1)(注4)(注7)(注10)(注12) (12) (注1)(注3)(注10)(注12) (13) (注1)(注8) (14) (注1)(注9) (15) (注1)(注2)(注3)(注7) (16) (注1)(注2)(注3)(注7) (17) (注1)(注2)(注3) (18) (注1)(注2)(注3)(注7)	(注1) 当該別紙に記載する内容の全部が同一の免許人に属する他の基幹放送局のものと同じであり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。 (注2) 協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注3) 学園の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注4) 学園の基幹放送局の場合は、考查に関する事項については記載を要しない。 (注5) 学園の基幹放送局の場合は、経営形態については記載を要しない。 (注6) 専門放送を専ら行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注7) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送局(当該放送の電波に重量して多重放送を行う基幹放送局を含む。以下この表において同じ。)の場合は、提出を要しない。 (注8) 地上基幹放送試験局の場合に限る。 (注9) 基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。 (注10) 受信障害対策中継放送を行う

区別	提出する別紙	備考
1 [同左]	[同左]	(注1) 当該別紙に記載する内容の全部が同一の免許人に属する他の基幹放送局(無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。以下この表において同じ。)のものと同じであり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。 (注2) 協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注3) 学園の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注4) 学園の基幹放送局の場合は、考查に関する事項については記載を要しない。 (注5) 学園の基幹放送局の場合は、経営形態については記載を要しない。 (注6) 専門放送を専ら行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注7) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送局(当該放送の電波に重量して多重放送を行う基幹放送局を含む。以下この表において同じ。)の場合は、提出を要しない。 (注8) 地上基幹放送試験局の場合に

) (注10) (注12)	<p>基幹放送局の場合は、提出を要しない。</p> <p>(注11) コミュニティ放送を行う基幹放送局(当該放送の電波に重量して多重放送を行う基幹放送局を含む。以下この表において同じ。)の場合は、提出を要しない。</p> <p>(注12) 特定地上基幹放送局等の場合に限る。</p>
2 変更の申請又は届出を行う場合	<p>(1) (注1) (注2) (注6) (注9)</p> <p>(2) (注1) (注2) (注6)</p> <p>(3) (注1) (注2) (注6) (注9)</p> <p>(4) (注1) (注2) (注6) (注9) (注11)</p> <p>(5) (注1) (注2) (注6) (注9) (注11)</p> <p>(6) (注1) (注6) (注9)</p> <p>(7) (注2) (注4) (注5) (注6) (注9) (注11)</p> <p>(8) (注4) (注5) (注6) (注9) (注11)</p> <p>(9) (注6) (注9) (注11)</p> <p>(10) (注2) (注4) (注5) (注6) (注9) (注11)</p> <p>(11) (注2) (注5) (注9) (注11)</p> <p>(12) (注2) (注9) (注11)</p> <p>(13) (注3) (注7)</p> <p>(14) (注3) (注8)</p> <p>(15) (注1) (注2) (注5) (注6)</p>	<p>(注1) 協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。</p> <p>(注2) 学園の基幹放送局の場合は、提出を要しない。</p> <p>(注3) 学園の基幹放送局の場合は、考査に関する事項については記載を要しない。</p> <p>(注4) 専門放送を専ら行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。</p> <p>(注5) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。</p> <p>(注6) 当該変更により事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときに限る。</p> <p>(注7) 地上基幹放送試験局の場合に限る。</p> <p>(注8) 基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。</p> <p>(注9) 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要</p>

2	[同左]	<p>(注9) 基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。</p> <p>(注10) 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。</p> <p>(注11) コミュニティ放送を行う基幹放送局(当該放送の電波に重量して多重放送を行う基幹放送局を含む。以下この表において同じ。)の場合は、提出を要しない。</p> <p>(注12) 特定地上基幹放送局等の場合に限る。</p>
2	[同左]	[同左]

		<p>) (注9) (注10)</p> <p>(16) (注1) (注2) (注5) (注6) (注9) (注10)</p> <p>(17) (注1) (注2) (注6) (注9)</p>	<p>(注10) コミュニティ放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。</p> <p>(注11) 特定地上基幹放送局等の場合に限る。</p>
3 再免許の申請の場合	<p>(1) (注1) (注2) (注5) (注10)</p> <p>(3) (注1) (注2) (注3) (注10)</p> <p>(4) (注1) (注2) (注3) (注10) (注12)</p> <p>(5) (注1) (注2) (注3) (注10) (注12)</p> <p>(6) (注1) (注2) (注10)</p> <p>(7) (注1) (注3) (注6) (注7) (注10) (注12)</p> <p>(8) (注1) (注6) (注7) (注10) (注12)</p> <p>(9) (注1) (注10) (注12)</p> <p>(10) (注1) (注3) (注6) (注7) (注10) (注12)</p> <p>(11) (注1) (注4) (注10) (注12)</p> <p>(12) (注1) (注3) (注10) (注12)</p> <p>(13) (注1) (注8)</p> <p>(14) (注1) (注9)</p> <p>(15) (注1) (注2) (注3) (注10) (注11)</p> <p>(16) (注1) (注2) (注3) (注10) (注11)</p> <p>(17) (注1) (注2) (注3)</p> <p>(19) (注1)</p>	<p>(注1) 当該別紙に記載する内容の全部が現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同一である場合又は同一の免許人に属する他の基幹放送局のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。</p> <p>(注2) 協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。</p> <p>(注3) 学園の基幹放送局の場合は、提出を要しない。</p> <p>(注4) 学園の基幹放送局の場合は、考查に関する事項については記載を要しない。</p> <p>(注5) 学園の基幹放送局の場合は、経営形態については記載を要しない。</p> <p>(注6) 専門放送を専ら行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。</p> <p>(注7) 放送法施行令第8条の規定により提出済みの場合は、提出を省略することができる。</p> <p>(注8) 地上基幹放送試験局の場合に限る。</p> <p>(注9) 基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。</p> <p>(注10) 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。</p>	

3	【同左】	【同左】

	(注11) コミュニティ放送を行う基幹放送局の場合は、提出を要しない。
	(注12) 特定地上基幹放送局等の場合に限る。

【(1)～(5) 略】

(6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。

【表略】

【(注1)～(注4) 略】

(注5) 兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なもの（代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員が一の法人又は団体の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員の地位を兼ねる場合及び複数の特定役員が一の法人又は団体の特定役員の地位を兼ねる場合における当該一の法人又は団体に係るものを含む。）を(注4)に準じて記載すること。

【(注6)・(注7) 略】

【(7)～(8) 略】

【24～29 略】

30 33の欄は、次により記載すること。

(1) 法人又は団体の場合に限って記載することとし、次に掲げる様式により記載すること。ただし、受信障害対策中継放送を行う無線局の申請の場合にあつては、当該様式を用いず、33の欄に外国人等により占められる役員の割合を記載し、移動受信用地上基幹放送を行う無線局の申請の場合にあつては、33の欄に外国人等により占められる役員の割合を記載すること。この場合において、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して33.33%となり、四捨五入前の割合が3分の1未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、割合が3分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：33.33321%の場合には33.3332%まで記載すること。）。

【表略】

【(注1)～(注6) 略】

(注7) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券（現に有効なものに限る。）の写し）を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書（登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類）を添付すること。

(2) 記載する内容の全部が同一の免許人に属する他の基幹放送局のもとの同一の場合であつて、当該他の基幹放送局についてその全部を記載しているときは、「何基幹放送局に

--	--

【(1)～(5) 同左】

(6) 【同左】

【表同左】

【(注1)～(注4) 同左】

(注5) 兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについては、その代表的なものを(注4)に準じて記載すること。

【(注6)・(注7) 同左】

【(7)～(8) 同左】

【24～29 同左】

30 【同左】

(1) 法人又は団体の場合に限って記載することとし、次に掲げる様式により記載すること。ただし、受信障害対策中継放送を行う無線局の申請の場合にあつては、当該様式を用いず、33の欄に外国人等により占められる役員の割合を記載すること。この場合において、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して33.33%となり、四捨五入前の割合が3分の1未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、割合が3分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：33.33321%の場合には33.3332%まで記載すること。）。

【表同左】

【(注1)～(注6) 同左】

(注7) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券（有効期間満了前のものに限る。）の写し）を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書（登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類）を添付すること。

(2) 記載する内容の全部が同一の免許人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるも

同じ」のように記載することができる。

31 34及び35の欄は、次により記載すること。

(1) 法人又は団体の場合に限って記載することとし、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは、四捨五入せず、割合が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例：19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること)。受信障害対策中継放送を行う無線局の申請の場合にあつては、当該様式を用いず、34の欄に外国人等直接保有議決権割合を記載し、移動受信用地上基幹放送を行う無線局の申請の場合にあつては、34の欄に外国人等直接保有議決権割合を記載すること。ただし、四捨五入前の数値が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載して33.33%となるときは四捨五入をせず、3分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例：33.33321%の場合は33.3332%まで記載すること)。

ア 議決権の総数

発行済株式	区分		株式数(株)	議決権の数(個)
	完全議決権株式(A)	議決権制限株式(B)		
完全議決権株式	自己保有株式(D)			
	相互保有株式(E)			
	申請者(子会社を含む。)における株主の相互保有対象議決権の総数の四分の一以上の保有の有無			□有 □無
	特定外国株式(F)			
その他(G)				
単元未満株式(H)				
総数(I)				
備考		1単元の株式数		

【(注1)～(注5) 略】

(注6) (E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式(以下この別表において「相互保有株式」という。)について、申請者(申請者の子会社を含む。)における株主の同項に定める相互保有対象議決権の総数の四分の一以上の保有の有無を確認し該当する□に「印を付けた上で、総数を記載すること。

のに限る。)のものと同一の場合であつて、当該他の基幹放送局についてその全部を記載しているときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

31 【同左】

(1) 法人又は団体の場合に限って記載することとし、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは、四捨五入せず、割合が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例：19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること)。受信障害対策中継放送を行う無線局の申請の場合にあつては、当該様式を用いず、34の欄に外国人等直接保有議決権割合を記載すること。ただし、四捨五入前の数値が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載して33.33%となるときは四捨五入をせず、3分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例：33.33321%の場合は33.3332%まで記載すること)。

ア 【同左】

発行済株式	区分		株式数(株)	議決権の数(個)
	完全議決権株式(A)	議決権制限株式(B)		
完全議決権株式	自己保有株式(D)			
	相互保有株式(E)			
	申請者(子会社を含む。)における株主の相互保有対象議決権の総数の四分の一以上の保有の有無			□有 □無
	特定外国株式等(F)			
その他(G)				
単元未満株式(H)				
総数(I)				
備考		1単元の株式数		

【(注1)～(注5) 同左】

(注6) (E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式(以下この別表において「相互保有株式」という。)について、総数を記載すること。

〔注7〕～〔注10〕 略]

〔注11〕 表に記載の内容を証する書類（例：株式会社状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書を添付すること。

〔注12〕・〔注13〕 略]

イ 議決権割合に関する事項

（7） コミュニティ放送を行う基幹放送局以外の地上基幹放送局に係る申請の場合

〔表略]

〔注1〕～〔注12〕 略]

〔注13〕 (0)及び(0)を証する書類（例：株式会社状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書を添付すること。

（7） コミュニティ放送を行う基幹放送局に係る申請の場合

〔表略]

〔注1〕～〔注3〕 略]

〔注4〕 (0)及び(0)を証する書類（例：株式会社状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書を添付すること。

（2） 記載する内容の全部が同一の免許人に属する他の基幹放送局のものと同一の場合であつて、当該他の基幹放送局についてその全部を記載しているときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

〔32 略]

別表第二号第2 地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

〔略]

〔1枚目～3枚目 略]

〔注1～20 略]

21 21 の欄は、法第5条第2項各号のいずれにも該当しない場合に限り記載することとし、（別紙）の該当する□にシ印を付けて、別紙を別葉として提出すること。なお、申請者が国、地方公共団体（当該地方公共団体の執行機関並びに当該地方公共団体が設置する小学校、中学校及び高等学校を含む。）、独立行政法人その他これらに準ずる議決権が存しない法人若しくは団体又は法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別

〔注7〕～〔注10〕 同左]

〔注11〕 表に記載の内容を証する書類（例：株式会社状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

〔注12〕・〔注13〕 同左]

イ 外資議決権比率に関する事項

（7） 同左]

〔表同左]

〔注1〕～〔注12〕 同左]

〔注13〕 (0)及び(0)を証する書類（例：株式会社状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

（7） 同左]

〔表同左]

〔注1〕～〔注3〕 同左]

〔注4〕 (0)及び(0)を証する書類（例：株式会社状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

（2） 記載する内容の全部が同一の免許人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。）のものと同じの場合であつて、当該他の基幹放送局についてその全部を記載しているときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

〔32 同左]

別表第二号第2 同左]

〔同左]

〔1枚目～3枚目 同左]

〔注1～20 同左]

21 21 の欄は、法第5条第2項各号のいずれにも該当しない場合に限り記載することとし、（別紙）の該当する□にシ印を付けて、別紙を別葉として提出すること。なお、申請者が国、地方公共団体（当該地方公共団体の執行機関並びに当該地方公共団体が設置する小学校、中学校及び高等学校を含む。）、独立行政法人その他この議決権が存しない法人若しくは団体又は法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為を

の設立行為をもって設立された法人の場合は、本欄への記載及び別紙の提出を要しない。
また、同一人が開設する無線局である場合においては、一の無線局についてのみ記載し、他の無線局については、当該一の無線局の記載事項と同一である旨を記載して、その記載を省略することができる。

〔1）・(2) 略〕

〔22～25 略〕

別表第二号第五 衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局（以下この別表において「衛星基幹放送局等」という。）、人工衛星局及び宇宙局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、宇宙物体に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「宇宙局」とあるのは「人工衛星以外の宇宙物体に開設する実験試験局」と読み替える。

アマチュア局であつて、人工衛星に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と読み替える。

〔1枚目・2枚目 略〕

3枚目

32	無線局の区別	
33	放送区域等	
34	無線設備の工事費	
35	基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要並びに電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要及び委託先の氏名又は名称	
36	放送法第2条第24号の基幹放送局設備の範囲	
37	基幹放送の業務を維持するに足りる技	

長

辺

もって設立された法人の場合は、本欄への記載及び別紙の提出を要しない。

〔1）・(2) 同左〕

〔22～25 同左〕

別表第二号第五 〔同左〕

〔同左〕

〔同左〕

〔1枚目・2枚目 同左〕

3枚目

32	無線局の区別	
33	放送区域等	
34	無線設備の工事費	
35	基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要	
36	放送法第2条第24号の基幹放送局設備の範囲	
37	基幹放送の業務を維持するに足りる技	

長

辺

術的能力	(別紙)
38 事業計画等	<input type="checkbox"/> (1) 経営形態及び資本又は出資の額 <input type="checkbox"/> (2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法 <input type="checkbox"/> (3) 主たる出資者及びその議決権の数 <input type="checkbox"/> (4) 役員に関する事項 <input type="checkbox"/> (5) 試験、研究又は調査の方法及び具体的計画 <input type="checkbox"/> (6) 試験の方法及び具体的計画 <input type="checkbox"/> (7) 放送局設備供給業務の提供を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要 <input type="checkbox"/> (8) 将来の事業予定 <input type="checkbox"/> (9) 事業収支見積り <input type="checkbox"/> (10) 免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績
39 外国人等により占められる役員の割合	%
40 外国人等直接保有議決権割合	%

短 辺 (日本産業規格A列4番)

[注1 略]

区 別	記 載 する 欄	備 考
1 免許の申請の場合	2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 (注1) 13 (注1) 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 (注1) 31 32 33 (注2) 34 (注2) 35 (注2) 36 (注2) 37 (注2) 38 (注2) 39 40	(注1) 衛星基幹放送局等の場合は、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の場合に限る。 (注2) 衛星基幹放送局等の場合に限る。
2 変更の申請又は届出を行う場合	1 (注1) 2 3 4 5 6 7 14 17 (注2) 18 (注2) 32 (注3) 38 (注4)	(注1) 予備免許中の変更を除く。 (注2) 18の欄から31の欄までに変更がある場合に限る。

術的能力	(別紙)
38 事業計画等	<input type="checkbox"/> (1) 経営形態及び資本又は出資の額 <input type="checkbox"/> (2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法 <input type="checkbox"/> (3) 主たる出資者及びその議決権の数 <input type="checkbox"/> (4) 役員に関する事項 <input type="checkbox"/> (5) 試験、研究又は調査の方法及び具体的計画 <input type="checkbox"/> (6) 試験の方法及び具体的計画 <input type="checkbox"/> (7) 放送局設備供給業務の提供を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要 <input type="checkbox"/> (8) 将来の事業予定 <input type="checkbox"/> (9) 事業収支見積り <input type="checkbox"/> (10) 免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績
39 外国人等により占められる役員の割合	%
40 外国人等直接保有議決権割合	%

短 辺 (日本産業規格A列4番)

[注1 同左]

区 別	記 載 する 欄	備 考
1 [同左]	[同左]	[同左]
2 [同左]	[同左]	(注1) 予備免許中の変更を除く。 (注2) 18の欄から31の欄までに変更がある場合に限る。 (注3) 33の欄から38の欄までに変更がある場合に限る。

		(注3) 33の欄から40の欄までに変更がある場合に限る。 (注4) 衛星基幹放送局等の場合は、当該変更により事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときに限る。
3 再免許の申請の場合	1 2 3 4 5 6 7 8 11 (注1) 12 (注2) 13 (注2) 14 15 16 17 18 (注1) 19 20 21 (注1) 22 (注1) 23 (注1) 24 (注1) 25 26 27 (注1) 28 (注1) 29 30 (注2) 31 32 33 (注1) 35 (注1) 36 (注1) 37 (注1) 38 (注1) 39 40	(注1) 衛星基幹放送局等の場合に限る。 (注2) 衛星基幹放送局等の場合で、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の場合に限る。

〔2～34 略〕

35 35の欄は、衛星基幹放送局等に関し記載することとし、次により記載すること。

〔(1)・(2) 略〕

(3) (1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」、「中継回線設備」、「地球局設備」及び「放送局の送信設備」の放送法第121条第1項の基準のうち技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。
〔ア・イ 略〕

(4) (1)の概要図には、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合にあつては、委託先の氏名又は名称、委託して行わせる設備の範囲及び業務の範囲を明確にして付記すること。

(5) 〔略〕

(6) 再免許の申請の場合であつて、記載する内容が現に免許を受けている当該衛星基幹放送局等のものと同じときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

36 36の欄は、衛星基幹放送局等に関し記載することとし、次により記載すること。

(1) 35の欄の設備概要図で示した設備のうち、衛星基幹放送の業務の用に供する基幹放送

		(注4) 衛星基幹放送局等の場合は、当該変更により事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときに限る。
3 〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕

〔2～34 同左〕

35 〔同左〕

〔(1)・(2) 同左〕

(3) (1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」、「中継回線設備」、「地球局設備」及び「放送局の送信設備」の放送法第121条第1項の技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。
〔ア・イ 同左〕

〔新設〕

(4) 〔同左〕

〔新設〕

36 36の欄は、衛星基幹放送局等に関し記載することとし、35の欄の設備概要図で示した設備のうち、衛星基幹放送の業務の用に供する基幹放送局設備に該当する設備として、基幹放送局の無線設備及び放送法施行規則第3条第2号に規定する地球局設備を記載すること。
〔新設〕

〔新設〕

局設備に該当する設備として、基幹放送局の無線設備及び放送法施行規則第3条第2号に規定する地球局設備を記載すること。

(2) 再免許の申請の場合であつて、記載する内容が現に免許を受けている当該衛星基幹放送局等のものと同一であるときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

37 37の欄は、衛星基幹放送局等に限りに記載することとし、次により記載すること。

(1) 設備等維持業務を確実に実施することができる体制を記載すること。

(2) 設備等維持業務を確実に実施するために整備している規程について、その名称と概要を記載すること。

(3) 設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者の氏名、略歴等を記載すること。設備等維持業務に従事する者が当該設備等維持業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していることを証する書類を添付すること。

(4) 設備等維持業務を他人に委託する場合には、放送法施行規則第123条の7に規定する措置の内容を記載すること。

(5) 〔略〕

(6) 記載する内容の全部又は一部が同一の免許人に属する他の衛星基幹放送局等のものと同一である場合において、当該他の衛星基幹放送局等についてその全部を記載したとき又は再免許の申請の場合であつて、記載する内容が現に免許を受けている当該衛星基幹放送局等のものと同一であるときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

38 38の欄は、衛星基幹放送局等に限りに記載することとし、事業計画等の欄の事項について、次の表の区別に従い、(別紙)の該当する□にシ印を付けて、別紙を別葉として提出すること。ただし、同表の右欄の注により当該別紙の提出を省略する場合は、「何基幹放送局に同じ」、「別紙(7)に記載のとおり、別紙(1)～(6)、(8)～(10)については何基幹放送局に同じ」のように記載すること。

区別	提出する別紙	備考
1 免許の申請の場合	(1) (注1)(注2) (2) (注1)(注2) (3) (注1)(注2) (4) (注1)(注2) (5) (注1)(注3) (6) (注1)(注4) (7) (注1)(注2) (8) (注1)(注2) (9) (注1)(注2)	(注1) 当該別紙に記載する内容の全部が同一人に属する他の基幹放送局のものと同じであり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略すること。 (注2) 協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注3) 衛星基幹放送試験局の場合に

37 〔同左〕

(1) 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を、放送法第121条第1項の技術基準に適合するように維持するための運用・保守等の業務(以下「設備維持業務」という。)を確実に実施することができる体制を記載すること。

〔新設〕

(2) 設備維持業務に従事する者の実務経験等を記載すること。

〔新設〕

(3) 〔同左〕

〔新設〕

38 〔同左〕

区別	提出する別紙	備考
1 〔同左〕	〔同左〕	(注1) 当該別紙に記載する内容の全部が同一人に属する他の基幹放送局(無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。以下この表において同じ。)のものと同じであり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全

		(注4) 基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。
2 変更の申請又は届出を行う場合	(1) (注1)(注2) (2) (注1)(注2) (3) (注1)(注2) (4) (注1)(注2) (5) (注3) (6) (注4) (7) (注1)(注2) (8) (注1)(注2) (9) (注1)(注2)	(注1) 協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注2) 当該変更により事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときに限る。 (注3) 衛星基幹放送試験局の場合に限る。 (注4) 基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。
3 再免許の申請の場合	(1) (注1)(注2) (3) (注1)(注2) (4) (注1)(注2) (5) (注1)(注3) (6) (注1)(注4) (7) (注1)(注2) (8) (注1)(注2) (9) (注1)(注2) (10) (注1)	(注1) 当該別紙に記載する内容の全部が、現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同一である場合又は同一人に属する他の基幹放送局のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。 (注2) 協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注3) 衛星基幹放送試験局の場合に限る。 (注4) 基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。

39 38の欄の(別紙)は、次によること。

〔1〕～〔3〕 略

(4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

〔表略〕

〔(注1)～(注3) 略〕

		部を記載した場合は、提出を省略すること。 (注2) 協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注3) 衛星基幹放送試験局の場合に限る。 (注4) 基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。
2	〔同左〕	〔同左〕
3	〔同左〕	〔同左〕

39

〔同左〕

〔1〕～〔3〕 同左

(4) 〔同左〕

〔表同左〕

〔(注1)～(注3) 同左〕

(注4) 兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なもの(代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員が一の法人又は団体の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員の地位を兼ねる場合及び複数の特定役員が一の法人又は団体の特定役員の地位を兼ねる場合における当該一の法人又は団体に係るものを含む。)を(注3)に準じて記載すること。

〔(注5)・(注6) 略〕
〔(注5)～(9) 略〕

40 39の欄は、法人又は団体の場合に限って記載することとし、次によること。また、同一人が開設する無線局である場合においては、一の無線局についてのみ記載し、他の無線局については、当該一の無線局の記載事項と同一であることを記載して、その記載を省略することができる。

(1) 衛星基幹放送局等

小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して33.33%となり、四捨五入する前の割合が3分の1未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、割合が3分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例：33.33321%の場合は33.3332%まで記載すること)。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

フリガナ	住	所	役	名	日本の国籍の有無	備	考
氏名					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

〔(注1)～(注5) 略〕

(注6) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、日本の国籍を有する役員が日本の国籍を有することを証する書類(例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券(現に有効なものに限る。)の写し)を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書(登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類)を添付すること。

〔(2) 略〕

41 40の欄は、法人又は団体の場合に限って記載することとし、次によること。また、同一人が開設する無線局である場合においては、一の無線局についてのみ記載し、他の無線局については、当該一の無線局の記載事項と同一であることを記載して、その記載を省略することができる。

(1) 衛星基幹放送局等

小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する

(注4) 兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについては、その代表的なものを(注3)に準じて記載すること。

〔(注5)・(注6) 同左〕
〔(注5)～(9) 同左〕

40 39の欄は、法人又は団体の場合に限って記載することとし、次によること。

(1) 〔同左〕
〔同左〕

フリガナ	住	所	役	名	担当	部門	日本の国籍の有無	備	考
氏名							<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

〔(注1)～(注5) 同左〕

(注6) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、日本の国籍を有する役員が日本の国籍を有することを証する書類(例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券(有効期間満了前のものに限る。)の写し)を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書(登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類)を添付すること。

〔(2) 同左〕

41 40の欄は、法人又は団体の場合に限って記載することとし、次によること。

(1) 〔同左〕
〔同左〕

前の割合が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して33.33%となり、四捨五入する前の割合が3分の1未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、割合が3分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例：33.33321%の場合は33.3332%まで記載すること)。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

ア 議決権の総数

		区分	株式数(株)	議決権の数(個)
発行済株式(A)	完全議決権株式(B)	無議決権株式(B)		
		議決権制限株式(C)		
	自己保有株式(D)	自己保有株式(D)		
		相互保有株式(E)		
		申請者(子会社を含む。)における株主の相互保有対象議決権の総数の四分の一以上の保有の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	特定外国株式(F)	特定外国株式(F)		
		その他(G)		
	単元未満株式(H)			
	総数(I)			
	備考		1単元の株式数	

【(注1)～(注5) 略】

【(注6) (E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式(以下この別表において「相互保有株式」という。)について、申請者(申請者の子会社を含む。)における株主の同項に定める相互保有対象議決権の総数の四分の一以上の保有の有無を確認し該当する□にシ印を付けた上で、総数を記載すること。

【(注7)～(注10) 略】

【(注11) 表に記載の内容を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書を添付すること。

【(注12)・(注13) 略】

イ 議決権割合に関する事項

【表略】

【(注1)～(注8) 略】

【(注9) (C)及び(D)を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿(全ての株主につ

ア 【同左】

		区分	株式数(株)	議決権の数(個)
発行済株式(A)	完全議決権株式(B)	無議決権株式(B)		
		議決権制限株式(C)		
	自己保有株式(D)	自己保有株式(D)		
		相互保有株式(E)		
		申請者(子会社を含む。)における株主の相互保有対象議決権の総数の四分の一以上の保有の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	特定外国株式(F)	特定外国株式(F)		
		その他(G)		
	単元未満株式(H)			
	総数(I)			
	備考		1単元の株式数	

【(注1)～(注5) 同左】

【(注6) (E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式(以下この別表において「相互保有株式」という。)について、総数を記載すること。

【(注7)～(注10) 同左】

【(注11) 表に記載の内容を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

【(注12)・(注13) 同左】

イ 外資議決権比率に関する事項

【表同左】

【(注1)～(注8) 同左】

【(注9) (C)及び(D)を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿(全ての株主につ

いて記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書を添付すること。

(2) 人工衛星局及び宇宙局

法第5条第2項各号のいずれにも該当しない場合に限り記載すること。なお、申請者が国、地方公共団体(当該地方公共団体の執行機関並びに当該地方公共団体が設置する小学校、中学校及び高等学校を含む。)、独立行政法人その他これらに準ずる議決権が存しない法人若しくは団体又は法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、本欄への記載及び別紙の提出を要しない。また、同一人が開設する無線局である場合においては、一の無線局についてのみ記載し、他の無線局については、当該一の無線局の記載事項と同一である旨を記載して、その記載を省略することができる。

【ア 略】

[42～44 略]

いて記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

(2) 【同左】

法第5条第2項各号のいずれにも該当しない場合に限り記載すること。なお、申請者が国、地方公共団体(当該地方公共団体の執行機関並びに当該地方公共団体が設置する小学校、中学校及び高等学校を含む。)、独立行政法人その他これらに準ずる議決権が存しない法人若しくは団体又は法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、本欄への記載及び別紙の提出を要しない。

【ア 同左】

[42～44 同左]

別表第五号 無線局の免許承継申請書(届出書)の様式(第20条の2第2項、第20条の3第3項、第20条の3の2第3項及び第20条の3の3第2項関係)(総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

無線局免許承継申請書(届出書)

年 月 日

総務大臣 殿(注1)

- 電波法第20条第1項、第7項若しくは第8項又は第10項の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したので、同条第9項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。(無線局免許手続規則第20条の2に関する手続)
- 電波法第20条第2項、第4項(分割に係る部分に限る。)若しくは第5項(合併に係る部分に限る。)又は第10項の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。(無線局免許手続規則第20条の3に関する手続)
- 電波法第20条第3項、第4項後段(特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行うおととする場合に係る部分に限る。)若しくは第5項後段(地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者又は特定地上基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局を譲り受ける場合に限る。)又は第10項の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。(無線局免許手続規則第20条の3の2に関する手続)
- 電波法第20条第4項後段(特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行うとする場合に係る部分に限る。)若しくは第5項前段(他人の地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務を行う事業を譲り受ける場合に係る部分に限る。)又は第10項の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。(無線局免許手続規則第20条の3の3に関する手続)(注2)

記

[1～3 略]

4 各手続に係る個別事項(注2)(注6)

- 無線局免許手続規則第20条の3に関する手続

[①～⑦ 略]

- ⑧ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要、当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称及び基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。))の場合に

別表第五号 [同左]

無線局免許承継申請書(届出書)

年 月 日

総務大臣 殿(注1)

- 電波法第20条第1項、第7項若しくは第8項又は第10項の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したので、同条第9項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。(無線局免許手続規則第20条の2に関する手続)
- 電波法第20条第2項、第4項(分割に係る部分に限る。)若しくは第5項(合併に係る部分に限る。)又は第10項の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。(無線局免許手続規則第20条の3に関する手続)
- 電波法第20条第3項、第4項後段(特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行うおととする場合に係る部分に限る。)若しくは第5項後段(地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者が当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局を譲り受ける場合に係る部分に限る。)又は第10項の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。(無線局免許手続規則第20条の3の2に関する手続)
- 電波法第20条第4項後段(特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行うとする場合に係る部分に限る。)若しくは第5項前段(他人の地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務を行う事業を譲り受ける場合に係る部分に限る。)又は第10項の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。(無線局免許手続規則第20条の3の3に関する手続)(注2)

記

[1～3 同左]

4 [同左]

- 無線局免許手続規則第20条の3に関する手続

[①～⑦ 同左]

- ⑧ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。))の場合に限る。)(注7)

限る。) (注7)

□無線局免許手続規則第20条の3の2に関する手続

[①～⑥ 略]

⑦ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要、当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。))の場合に限る。)(注7)

□無線局免許手続規則第20条の3の3に関する手続

[①～⑤ 略]

⑥ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要、当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力(注7)

[5 略]

6 申請(届出)の内容に関する連絡先

[表略]

[注1～4 略]

5 3の欄は、次によること。

[① 略]

(2) 基幹放送をする無線局以外の無線局のうち、法第5条第2項各号のいずれにも該当しないものについては、外国性の有無の欄への記載に加えて、次の様式を別葉として提出すること。なお、申請者が国、地方公共団体(当該地方公共団体の執行機関並びに当該地方公共団体が設置する小学校、中学校及び高等学校を含む。)、独立行政法人その他のこれらに準ずる議決権が存しない法人若しくは団体又は法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、本欄への記載及び別紙の提出を要しない。また、同一人が開設する無線局である場合においては、一の無線局についてのみ記載し、他の無線局については、当該一の無線局の記載事項と同一である旨を記載して、その記載を省略することができる。

[ア～ウ 略]

(3) 基幹放送をする無線局については、外国性の有無の欄又は一部の基幹放送をする無線局の欠格事由の欄への記載に加えて、次の様式を別葉として提出すること(法人又は団体の場合に限り、受信障害対策中継放送を行う無線局に係る申請の場合を除く。)

ア 議決権の総数

区 分	株式会社(株)	議決権の数(個)
発 無議決権株式会社(B)		

□無線局免許手続規則第20条の3の2に関する手続

[①～⑥ 同左]

⑦ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。))の場合に限る。)(注7)

□無線局免許手続規則第20条の3の3に関する手続

[①～⑤ 同左]

⑥ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力(注7)

[5 同左]

6 [同左]

[表同左]

[注1～4 同左]

5 [同左]

[① 同左]

(2) 基幹放送をする無線局以外の無線局のうち、法第5条第2項各号のいずれにも該当しないものについては、外国性の有無の欄への記載に加えて、次の様式を別葉として提出すること。なお、申請者が国、地方公共団体(当該地方公共団体の執行機関並びに当該地方公共団体が設置する小学校、中学校及び高等学校を含む。)、独立行政法人その他の議決権が存しない法人若しくは団体又は法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、本欄への記載及び別紙の提出を要しない。

[ア～ウ 同左]

(3) [同左]

ア [同左]

区 分	株式会社(株)	議決権の数(個)
発 無議決権株式会社(B)		

行 済 株 式 (A)	議決権制限株式(C)			
	自己保有株式(D) 相互保有株式(E)			
議 決 権 株 式	申請者(子会社を含む。)における株主の相互保有 対象議決権の総数の四分の一以上の保有の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	特定外国株式(F)			
	その他(G)			
単元未満株式(H)				
総数(I)				
備考	1単元の株式数			

【注1】～【注5】 略】

【注6】 (E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式(以下この別表において「相互保有株式」という。)について、申請者(申請者の子会社を含む。)における株主の同項に定める相互保有対象議決権の総数の四分の一以上の保有の有無を確認し該当する□にシ印を付けた上で、総数を記載すること。

【注7】～【注10】 略】

【注11】 表に記載の内容を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書を添付すること。

【注12】・【注13】 略】

イ 議決権割合に関する事項

(7) コミュニティ放送を行う基幹放送局以外の地上基幹放送局に係る申請の場合

【表略】

【注1】～【注12】 略】

【注13】 (C)及び(D)を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書を添付すること。

(4) 衛星基幹放送、移動受信用地上基幹放送又はコミュニティ放送を行う基幹放送局に係る申請の場合

【表略】

【注1】～【注8】 略】

行 済 株 式 (A)	議決権制限株式(C)			
	自己保有株式(D) 相互保有株式(E) 特定外国株式等(F)			
議 決 権 株 式	完全議決 権株式			
	特定外国株式等(F)			
	その他(G)			
単元未満株式(H)				
総数(I)				
備考	1単元の株式数			

【注1】～【注5】 同左】

【注6】 (E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式(以下この別表において「相互保有株式」という。)について、総数を記載すること。

【注7】～【注10】 同左】

【注11】 表に記載の内容を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

【注12】・【注13】 同左】

イ 外資議決権比率に関する事項

(7) 【同左】

【表同左】

【注1】～【注12】 同左】

【注13】 (C)及び(D)を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

(4) 【同左】

【表同左】

【注1】～【注8】 同左】

(注9) (ロ)及び(ド)を証する書類 (例：株式分布状況表、株主名簿 (全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料) を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書を添付すること。

ウ 役員に関する事項

(7) 地上基幹放送局の場合

【表略】

〔(注1)～(注6) 略〕

(注7) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類 (例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券 (現に有効なものに限る。)) の写し) を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書 (登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類) を添付すること。

(4) 衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局の場合

【表略】

〔(注1)～(注5) 略〕

(注6) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、日本の国籍を有する役員が日本の国籍を有することを証する書類 (例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券 (現に有効なものに限る。)) の写し) を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書 (登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類) を添付すること。

〔6～9 略〕

(注9) (ロ)及び(ド)を証する書類 (例：株式分布状況表、株主名簿 (全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料) を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書を添付すること。

ウ 役員に関する事項

(7) 地上基幹放送局の場合

【表同左】

〔(注1)～(注6) 同左〕

(注7) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類 (例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券 (有効期間満了前のものに限る。)) の写し) を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書 (登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類) を添付すること。

(4) 衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局の場合

【表同左】

〔(注1)～(注5) 同左〕

(注6) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、日本の国籍を有する役員が日本の国籍を有することを証する書類 (例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券 (有効期間満了前のものに限る。)) の写し) を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書 (登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類) を添付すること。

〔6～9 同左〕

別表第八号 特定基地局の開設計画の認定申請書の様式（第25条の4第4項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

【略】
【1～5 略】

【注1～4 略】

5 3の欄は、法人又は団体の場合に限って記載することとし、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して33.33%となり、四捨五入する前の割合が3分の1未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、割合が3分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：33.33321%の場合は33.3332%まで記載すること）。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

【表略】

【（注1）～（注5） 略】

（注6） 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、日本の国籍を有する役員が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券（現に有効なものに限る。）の写し）を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書を添付すること。

6 4の欄は、法人又は団体の場合に限って記載することとし、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して33.33%となり、四捨五入する前の割合が3分の1未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、割合が3分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：33.33321%の場合は33.3332%まで記載すること）。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

ア 議決権の総数

区分		株式数（株）	議決権の数（個）
発行済株式(A)	無議決権株式(B)		
	議決権制限株式(C)		
	自己保有株式(D)		
	相互保有株式(E)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	特定外国株式(F)		
その他(G)			
単元未満株式(H)			

別表第八号 【同左】

【同左】

【1～5 同左】

【注1～4 同左】

5 【同左】

【表同左】

【（注1）～（注5） 略】

（注6） 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、日本の国籍を有する役員が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券（有効期間満了前のものに限る。）の写し）を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書を添付すること。

6 【同左】

ア 【同左】

区分		株式数（株）	議決権の数（個）
発行済株式(A)	無議決権株式(B)		
	議決権制限株式(C)		
	自己保有株式(D)		
	相互保有株式(E)		
	その他(F)		
単元未満株式(G)			
総数(H)			
備考		1単元の株式数	

総数(1)			
備考	1単元の株式数		

〔(注1)～(注5) 略〕

(注6) ⑤の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式（以下この別表において「相互保有株式」という。）について、申請者（申請者の子会社を含む。）における株主の同項に定める相互保有対象議決権の総数の四分の一以上の保有の有無を確認し該当する□にシ印を付けた上で、総数を記載すること。

〔(注7)～(注9) 略〕

(注10) 表に記載の内容を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書を添付すること。

〔(注11)・(注12) 略〕

イ 議決権比率に関する事項

〔表略〕

〔(注1)～(注8) 略〕

(注9) ⑥及び⑦を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書を添付すること。

〔(注1)～(注5) 同左〕

(注6) ⑤の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式（以下この別表において「相互保有株式」という。）について、総数を記載すること。

〔(注7)～(注9) 同左〕

(注10) 表に記載の内容を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

〔(注11)・(注12) 同左〕

イ 外資議決権比率に関する事項

〔表同左〕

〔(注1)～(注8) 同左〕

(注9) ⑥及び⑦を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重線をせしめた箇所を添付すること。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、放送法及び電波法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条 改正法附則第三条の規定による届出は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める様式（各別表の注記に係る様式及び書類を含む。以下この条において同じ。）により行うものとする。

一 放送法第九十三条第一項の認定を受けている者 第一条の規定による改正後の放送法施行規則（次条において「新施行規則」という。）別表第六号の様式（改正後の放送法第九十三条第二項第九号に掲げる事項に限る。）

二 基幹放送局の免許を受けている者 第五条の規定による改正後の無線局免許手続規則別表第二号の様式（改正後の電波法第六条第二項第六号に掲げる事項のうち、同法第五条第四項に規定する基幹放送の業務に用いられる電気通信設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。）の一部を構成する設備（電波法第二条第四号に規定する無線設備を除く。）の運用を他人に委託し、又は委託しようとする場合における当該設

備の概要及び委託先の氏名又は名称に限る。）

2 前項の場合において、同項第一号に掲げる者にあつては、同項に定める様式一通及びその写し一通を総務大臣に、同項第二号に掲げる者にあつては、同項に定める様式一通及びその写し二通を所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）を経由して総務大臣にそれぞれ提出しなければならない。

3 総務大臣は、前項の様式を受理したときは、その写し一通について提出書類の写しであることを証明して提出した者に返すものとする。

（立入検査をする職員の身分を示す証明書に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の放送法施行規則別表第二十七号、第四十七号、第五十二の一号及び第五十二の二号の様式により交付されている証明書は、それぞれ新施行規則別表第二十七号、第四十七号、第五十二の一号及び第五十二の二号の様式により交付された証明書とみなす。